

令和2年度 文部科学省

「広域通信制高等学校における教育の質の確保
のための研究開発事業」委託事業

第三者評価を活用した通信制高等学校の
教育の質の確保・向上に関する研究

[3年次研究成果報告]

特定非営利活動法人

全国通信制高等学校評価機構

はじめに

全国通信制高等学校評価機構 理事長 森田裕介

2021年1月26日に、中央教育審議会から『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」が告示されました。この答申において、通信制高等学校には、多様な学習ニーズへの対応と質保証が求められています。特に、通信教育実施計画の作成義務化、面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等に関する情報公開の義務化等による質保証の徹底、といった記述から、当機構が実施している認証評価事業の重要性を窺い知ることができます。

認証評価は、単に問題のある事案を指摘するだけではなく、専門家によるフィードバックとコンサルティングを含むものです。通信制高等学校の生徒数は増加傾向にあり、2020年には20万人を超えました。年々増加する生徒に対して、適切な面接指導、添削指導、試験が実施されているのか、メディア授業による減免は適切に行われているか、第三者評価を用いて質を確保することは急務となっています。しかしながら、認証評価に関わる専門的な知見を有した実務者は少なく、実際の学校運営や、面接指導、添削指導などの効果的な実施方法について適切な助言ができる人材の育成が求められているのです。

本報告書は、以上で述べたような背景をもとに、第三者評価を活用した通信制高等学校の教育の質の確保・向上を進めるための調査研究をまとめたものです。全国通信制高等学校評価機構では、2021年度以降の通信制高等学校の更なる発展に寄与するよう、また、通信制高等学校を必要とする生徒の皆さんが安心して通信制高等学校を選択できるよう微力ながら力を尽くしていく所存です。ただ、残念なことに、2020年度は、Covid-19による感染症のリスクが高まり、当初の事業計画が大幅に遅れるとともに、現地での調査等を十分に行うことができませんでした。この点は、どうかご容赦いただきたく存じます。

末筆ではありますが、本報告書の作成にあたり、事務局長の飯島篤氏をはじめ、担当者の皆様には、ご多用の中にも関わらず多くの時間を割いていただきました。この紙面を借りて厚く御礼を申し上げます。今後ともご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

文部科学省委託事業報告書

目 次

はじめに	1
I 事業計画	4
II 研究報告	7
1 通信制高校における ICT を活用した教育活動に関する調査研究	7
(1) 調査結果概要	7
① 面接指導について	7
② 添削指導について	7
③ その他の活用について	7
④ 今後の課題	8
(2) 通信制高校において ICT を活用した教育活動を推進するための提言	8
(3) 第三者評価における ICT を活用した教育活動に関する評価項目の提言	8
(4) 設問項目別結果	9
① 全体について	9
② 面接指導について	11
③ 添削指導について	14
④ その他	17
2 第三者評価普及に係る諸課題に関する調査研究	19
(1) 調査結果概要	19
① 学校評価	19
② 所轄庁	19
(2) 設問項目別結果	20
① 学校評価について	20
② 所轄庁について	34
3 第三者評価の実務を担当する実務者研修の在り方に関する調査研究	40
(1) 調査研究の目的	40
(2) 調査研究の範囲	40
(3) 教材作成の視点	40
(4) 通信制高等学校第三者評価実務者研修（面接指導等）資料	40

(5) 実務者研修受講者の感想、調査研究の成果 4 1

(資料1) 教職員名簿 4 2

(資料2) 教職課程表 4 3

(資料3) 登校型コース 時間割 4 4

(資料4) 通信型 集中スクーリング 時間割 4 5

(資料5) 教務内規 4 6

Ⅲ 今後の課題(提言)47

(1) 第三者評価の普及 4 7

(2) ICTを活用した通信制教育の拡充 4 7

会員名簿 表 3

I 事業計画

- 1 団体名 特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構
- 2 代表者職・氏名 理事長 森田裕介
- 3 事業名 「広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業」
- 4 調査研究課題名 「第三者評価を活用した通信制高等学校の教育の質の確保・向上に関する研究」
- 5 調査研究のねらい

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会、通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議において、通信制高等学校における教育の質の確保にとって第三者評価を活用した改善活動が必要でありその有効性も示されているが、広域通信制高等学校における第三者評価は法令上義務付けられていないため、実施している学校は少数に限られている。

そこで、本研究において、義務付けられていない第三者評価を普及拡大させる方策とともに実効ある改善活動の在り方を提示し、広域通信制高校の教育の質の確保・向上を加速化させる。

6 調査研究の内容

(1) 調査研究の概要

- ① 通信制高校における ICT を活用した教育活動に関する調査研究
- ② 第三者評価普及に係る諸課題に関する調査研究
- ③ 第三者評価の実務を担当する実務者研修の在り方に関する調査研究
- ④ 第三者評価結果を活用した PDCA の在り方に関する調査研究

を行うことにより、ICT を活用した教育活動に係る事例集・評価項目の作成、広域通信制高等学校に対する第三者評価システムの普及拡大、第三者評価を活用した教育改善を通じた広域通信制高等学校の教育の質の確保・向上を加速化させる。

(2) 調査研究の具体的内容・実施方法及び効果測定の方法等

① 通信制高校における ICT を活用した教育活動に関する調査研究

本研究では、ICT を活用した先進的教育活動を実践している通信制高校の事例集を作成し、通信制高等における ICT の活用及び評価の視点等の提言を行う。

【調査研究内容】

- ・ ICT を活用したメディア視聴の在り方に関する調査研究
- ・ ICT を活用した面接指導、添削指導、学習管理に関する調査研究
- ・ ICT を活用した特別活動の在り方に関する調査研究

【研究方法・効果測定】

- ・ 先進校に対するアンケート調査
- ・ 抽出によるヒアリング（オンラインによるヒアリングも併用）
- ・ 作成した事例集及び評価項目等に関するアンケート調査を活用した効果測定により提言をまとめる

【達成目標】

- ・ ICT を活用したメディア視聴など先進校が行っている教育活動に関する事例集の作成

・ICTを活用した教育活動に関する評価項目の提言

② 第三者評価普及に係る諸課題に関する調査研究

本研究では、広域通信制高等学校において第三者評価の普及に関する諸課題を調査研究し、普及に向けた課題と取組等を提言する。

【調査研究内容】

- ・学校における第三者評価実施に係る諸課題に関する調査研究
- ・所轄庁における第三者評価実施に係る諸課題に関する調査研究
- ・普及に向けた提言

【研究方法・効果測定】

- ・全国アンケート調査
- ・抽出によるヒアリング（オンラインによるヒアリングも併用）
- ・アンケート調査等を踏まえた普及策を実施し、実施検討校の増加数などを指標とした効果測定により提言をまとめる

【達成目標】

- ・第三者評価普及策に関する提言

③ 第三者評価の実務を担当する実務者研修の在り方に関する調査研究

【調査研究内容】

- ・実務者研修に使用する「課題を含む学校運営」の事例に関する調査・分析
- ・実務者研修に使用する「課題を含む教育課程」の事例に関する調査・分析
- ・実務者研修に使用する「課題を含む生徒指導」の事例に関する調査・分析
- ・実効性の高い実務者研修に向けた提言

【研究方法・効果測定】

- ・各事例集の作成
- ・研修者に対する事例集に関するアンケート調査
- ・研修受講後の結果に基づくアンケート調査により研修の成果に係る効果を測定

【達成目標】

- ・第三者評価実務者研修に係る教材及び研修方法に係る提言

④ 第三者評価結果を活用したPDCAの在り方に関する調査研究

【調査研究内容】

- ・第三者評価実施校における改善活動に係る調査研究
- ・第三者評価結果を活用したコンサルティングを通してコンサルティングの在り方及びその有効性に係る調査研究
- ・上記を踏まえた第三者評価を活用したPDCAの在り方について提言

【研究方法・効果測定】

- ・実施校に対するアンケート調査
- ・抽出によるヒアリング（オンラインによるヒアリングも併用）

- ・コンサルティング実施後にけるアンケート調査
- ・上記を踏まえた実施校に対する第三者評価を活用した改善活用事例集の有効性に係るアンケート調査により効果測定を行う

【達成目標】

- ・第三者評価を活用した教育改善事例集の作成

(3) 調査研究計画（令和2年度）

- 10月 各調査研究に関するアンケート作成
- 11月 アンケート実施・回収・分析、②に係る実務者研修の実施（オンライン利用、以下同様）
- 12月 アンケート回収・分析、抽出によるヒアリングの実施、③に係るコンサルティングの実施
- 1月 抽出によるヒアリング、③に係るコンサルティングの実施
- 2月 提言内容の検討、提言に係るアンケート実施
- 3月 まとめと報告集の作成

7 事業・会計事務担当者

- ・ 事業担当者 事務局長： 飯島 篤
- ・ 会計事務担当者 会計事務担当： 川口敏彦

なお、コロナ禍の影響で、事例集作成を達成目標として掲げている調査研究においては、直接現地に赴いてヒアリングすることができなかったため、当初予定していた事例集ではなく主な事例の紹介に留まった。また、「第三者評価結果を活用した PDCA の在り方に関する研究調査」においては、現地でのヒアリング及びコンサルティングによる調査が必要不可欠な要素であり、これらが全く実施できなかったことから調査研究そのものを見送らざるを得なかった。

以上の理由により、本研究報告では、通信制高校における ICT を活用した教育活動に関する調査研究、第三者評価普及に係る諸課題に関する調査研究、第三者評価の実務を担当する実務者研修の在り方に関する調査研究、に関する報告を行う。

II 研究報告

1 通信制高校における ICT を活用した教育活動に関する調査研究

(1) 調査結果概要

- ・ 255 校に依頼し、93 校からの回答を得た。
- ・ 回答のあった 93 校のうち、ICT を活用した教育活動を行っているのは 75 校 (80.6%) であった。

① 面接指導について

- ・ 面接指導に関しては、活用した教育活動を行っている学校のうち 49 校 (65.3%) が面接指導用の Web コンテンツを配信しており、回答のあった 26 校のうち 16 校が何らかの減免を行っていた (6 校は 8 割減免を行っていた)。
- ・ 一方で、直接指導を大切にするという理由から、Web コンテンツの配信はやらないという学校も 26 校 (34.7%) あった。

<主な活用例>

- 自校で撮影した動画コンテンツを全教科・科目で配信している
- テキストベースではあるが、動画、演奏、必要なサイトへのリンク、など多くのデジタルコンテンツを組み込んだコンテンツを配信している
- コンテンツと報告課題が連動する仕組みを取り入れ、学習意欲を喚起する工夫を取り入れている

② 添削指導について

- ・ 75 校のうち、59 校 (78.7%) が添削指導に ICT を活用した添削指導を行っていた。
- ・ 自動採点については、回答のあった 16 校うち 9 校 (56.3%) が行っている一方で、「指導」という観点から導入しないという学校もあった。

<主な活用例>

- AI を活用した個別最適化された課題を用いた添削指導を模索している
- 自動採点を活用することで教員による添削指導の質向上に取り組んでいる
- Web 上の添削指導用課題と Web コンテンツを連動させることにより学習効果を高めている

③ その他の活用について

- ・ 面接指導・添削指導以外での活用については、①学校と生徒・保護者とのコミュニケーションツール、②校務支援、に活用しているという学校が多かった。
- ・ 一方で、生徒間のコミュニケーションツールとして活用している学校は少なかった。

<主な活用例>

- 生徒の学習状況を Web で確認できるシステムにより生徒の学習管理能力を高めている
- 履修科目、面接指導・添削指導の進捗状況、などの教務的事項をシステムで一括管理することにより、業務の効率化と情報共有を図っている
- 生徒間をはじめとした様々なコミュニケーションツールと活用することにより、学校行事、特別活動、部活動を活性化させている
- ICT を活用することで、全国に在籍する生徒が集まって活動できるコミュニティづくりに取り組んでいる
- 生徒一人一台を実現し、コロナ禍のコミュニケーションツールとして多くの教育活動に活用した

④ 今後の課題

ICT を活用した教育活動の質を保証しつつ推進するために、次が課題となっていることを改めて確認することができた。

- ① 学校・生徒の端末及びネットワークなどの環境（特に、生徒一人一台（スマホではない）端末を整備）
- ② Web コンテンツや自動採点などに関する制度面での整備
- ③ 総合的な探求の時間や特別活動などにおける生徒間コミュニケーションツールとしての活用
- ④ デジタル教科書の早急な整備
- ⑤ NPO やスタートアップなど外部機関と連携した ICT を活用した新たな学びの場の創出

(2) 通信制高校において ICT を活用した教育活動を推進するための提言

- 提言 1 Web コンテンツの面接指導への活用は、個別最適化された学習支援や連携施設における質の高い教育活動に資することが期待できるため、ネットワーク等の設備的な環境整備はもとより、ガイドラインにおいて制度面での整備が求められる。
- 提言 2 令和 4 年度から始まる新学習指導要領で求められている探究活動において、生徒間の議論や協働は必要不可欠な活動であることから、生徒間のコミュニケーションツールとして ICT を活用する取り組みを進める必要がある。
- 提言 3 NPO やスタートアップとの連携により、ICT を活用した新たな学びの場を創出する必要がある。
- 提言 4 ICT の活用については、先進的な取組を始めている学校もある中で、多くの学校は手探り状態であることから、学校間での情報共有を活発化させるためのプラットフォームを作り先進的な取組を多くの学校に広めていく必要がある。

(3) 第三者評価における ICT を活用した教育活動に関する評価項目の提言

今回のアンケート調査により、ICT を活用した教育活動の質を保証するために、第三者評価の評価項目として次を設定する必要があると考えられる。また、ガイドラインにおいてもこれらの項目

について目指すべき方向性を示すべきであると考え。

- ① Web コンテンツの内容・時間に係る項目
- ② Web コンテンツを対象とした視聴報告に係る項目
- ③ ICT を活用した添削課題に係る項目
- ④ 自動採点に係る項目
- ⑤ コミュニケーションツールとしての活用に係る項目
- ⑥ 総合的な探求の時間等への活用に係る項目
- ⑦ ネットワークなど物理的環境に係る項目
- ⑧ ICT リテラシーなどデジタルシチズンシップ教育に係る項目
- ⑨ 教科「情報」に係る項目
- ⑩ 外部機関との連携に係る項目

(4) 設問項目別結果

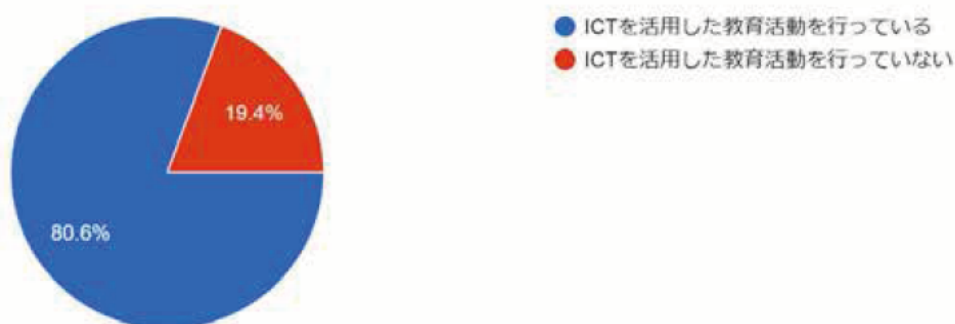
① 全体について

全体について(アンケート回答校概要)

約 20%の学校が ICT を使った教育活動を行っていないという実態を把握することができた意義は大きいと考える。設問 20 で ICT を使った教育活動を行う際に課題となることを聞いているが、教育活動を行っていない学校の 18 校(95%)が、学校側の設備やネットワーク環境をあげていたことから、ICT を活用した教育活動を推進していくためには、学校側の環境整備が急務であるといえる。

設問 1 ICTを活用した教育活動を行っていますか

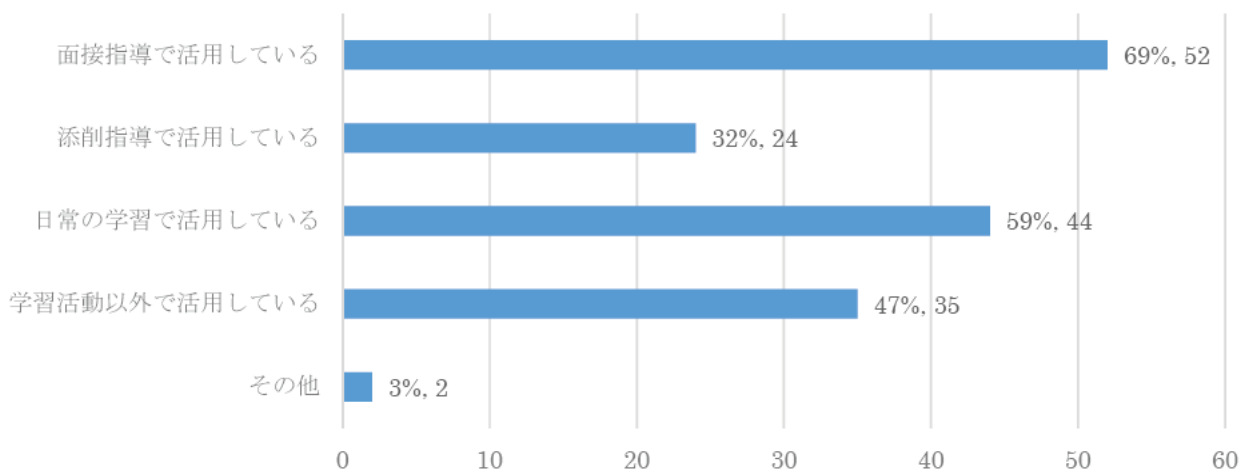
93 件の回答



<コメント>

93 校の回答があり、ICT を活用した教育活動を行っている学校が、75 校(80.6%)、行っていない学校が、18 校(19.4%)であった。

設問2 活用方法についてお伺いします
75件の回答

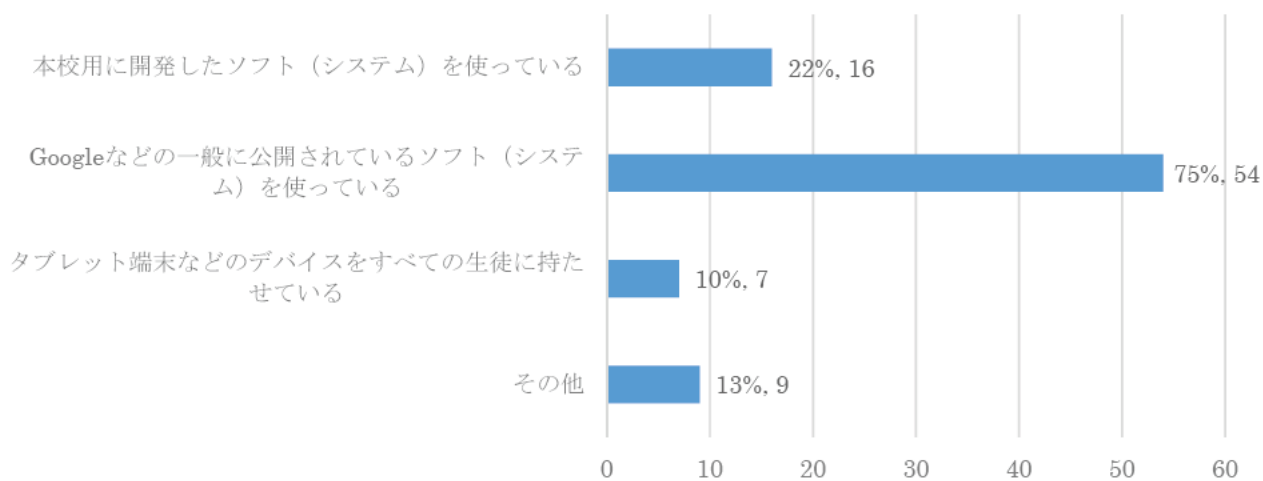


<コメント>

活動を行っている75校のうち75校から回答があり、面接指導52校(69%)、日常の学習面44校(59%)、学習活動以外35校(47%)であった。

その他として、NHK講座を挙げている学校が1校あった。

設問3 システムについてお伺いします
72件の回答



<コメント>

活動を行っている75校のうち72校から回答があり、Googleなどの一般公開されているシステムを使っている学校が54校(75%)、自校専用のシステムを使っている学校が16校(22%)であった。

その他として、教科書会社の授業配信システムやロイロノートを挙げている学校もあった。

② 面接指導について

面接指導への活用について（概要）

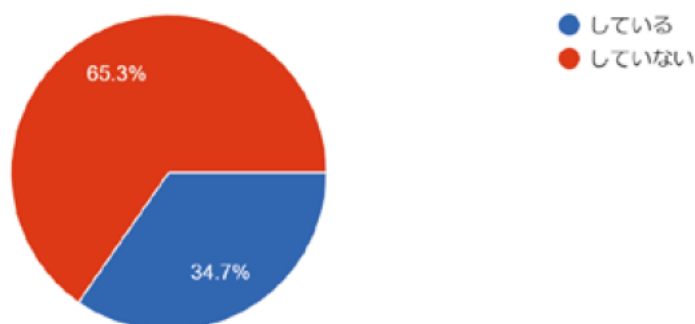
ICT を活用している 75 校のうち、49 校（65.3%）が面接指導用の Web コンテンツを配信しており、その多く動画によるコンテンツを配信している。ただ、この中にはコロナ禍への対応として急遽始めた学校などもあり、コロナ対応に各学校が苦労している様子も垣間見られた。

49 校中回答のあった 26 校のうち 16 校は Web コンテンツを活用した減免を行っており、6 校は他のメディアを活用して 8 割減免を行っているという回答があった。また、減免を行っている学校のうち 1 校は視聴報告による成果確認を行っていなかった。

面接指導用の Web コンテンツを配信しない理由や減免を行わない学校の多くはその理由として、直接会って行う指導を重要視している、と回答していた。

Web コンテンツを面接指導に活用し、生徒の学習効果が上げるためには、視聴報告による成果確認や 8 割減免の考え方を再度徹底する必要があると考えられる。

設問 4 面接指導用のコンテンツを Web で配信している
75 件の回答



<コメント>

活動を行っている 75 校のうち、49 校（65.3%）が Web で面接指導用コンテンツを配信している一方で、26 校（34.7%）が Web コンテンツ以外で活用している。

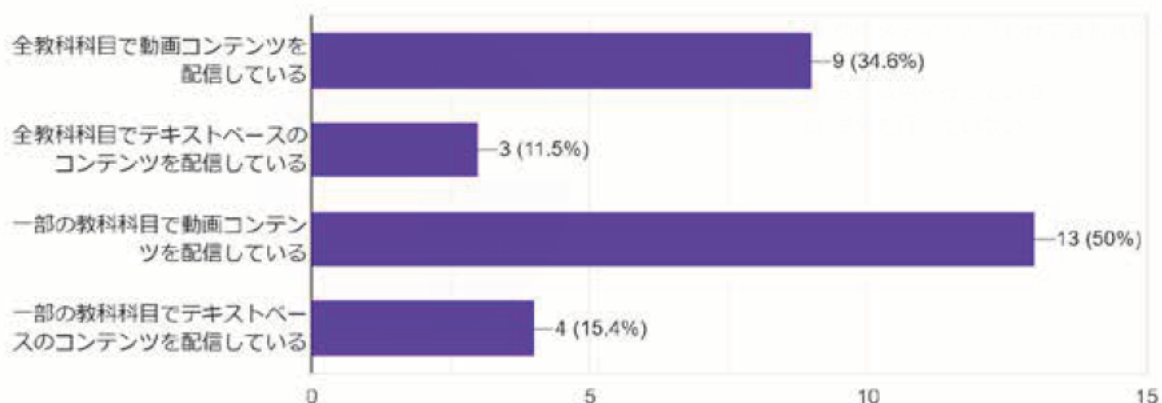
設問 5 配信していない理由をお書きください

配信していない理由は次のものが多かった

- ① 直接登校して行うことを重要視している
- ② 技術的な問題、ネットワークを使い環境が未整備（学校、生徒）
- ③ 検討を進めている段階

設問6 配信しているコンテンツの種類について

26件の回答

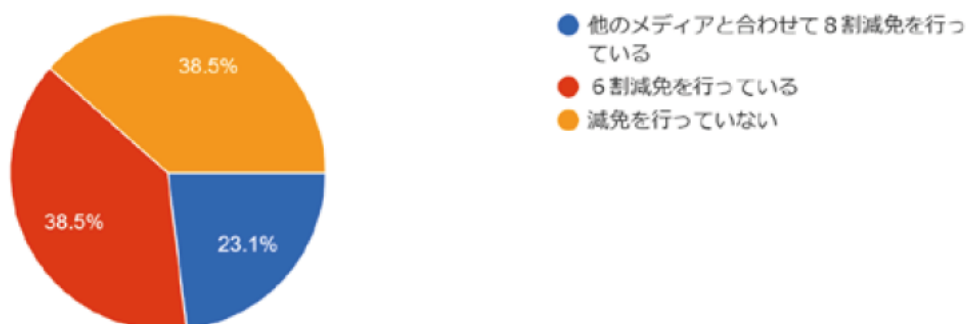


<コメント>

配信しているコンテンツの種類について26件の回答（複数回答可）があったが、そのうち9件が全教科科目で、13件が一部の教科科目で動画を配信している。

設問7 配信しているコンテンツを活用して面接指導の減免を行っていますか

26件の回答

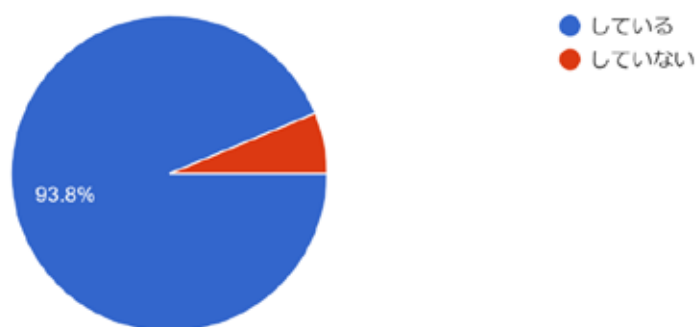


<コメント>

Webで面接指導用コンテンツを配信している49校のうち26校から回答があったが、うち16校が何らかの減免を行っており、10校が減免を行っていない。また、減免を行っている16校のうち6校が他のメディアと合わせて8割減免を行っている。

設問8 減免を行っている場合は視聴報告の提出によりその成果を確認していますか

16件の回答



<コメント>

減免を行っている16校に視聴報告による成果確認の実施について聞いたところ、1校が実施していないという回答であった。

設問9 視聴報告を求めない理由はなんですか

視聴報告を求めない1校から回答があり、「視聴履歴をPCで教員が確認でき、データとして報告できる。」という回答があった。

設問10 減免を行わない理由はなぜですか

減免を行っていない10校にその理由を聞いたところ、

- ① コロナ禍の対応として急遽配信したため
 - ② 直接会っての指導を大切にしており、コンテンツは学習の補助として配信している
- といった回答が多かった。

③ 添削指導について

添削指導について（概要）

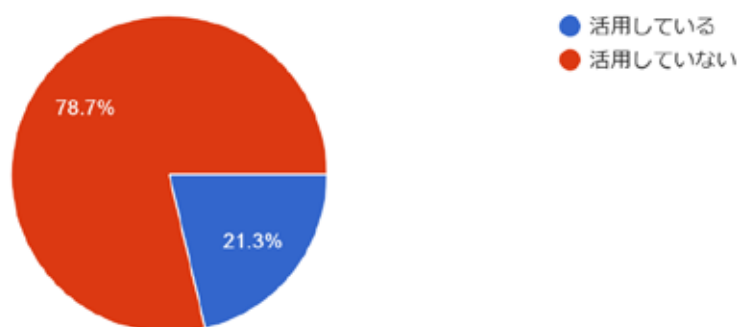
ICT を活用した教育活動を行っている 75 校のうち 59 校が添削指導に ICT を活用している一方、16 校が活用していない。

生徒とのコミュニケーションの充実や添削教員間での情報共有などその利点を挙げる回答もある一方で、ICT を添削指導で活用する上での課題として、①生徒への指導上の問題、②情報端末やネットワークなどの環境上の問題、③教員のスキルの問題、をあげている回答も多くあり、自動添削を含めた制度的な課題を指摘する回答もあった。

ICT を活用した添削指導は、これから先避けて通ることのできないテーマであるため、制度的な課題を含めて、ソフト・ハード両面での環境整備が急務となる。

設問12 添削課題の提出にICTを活用していますか

75 件の回答



<コメント>

ICT を活用した教育活動を行っている 75 校のうち、59 校（78.7%）が添削指導に ICT を活用しており、16 校（21.3%）が活用していなかった。（添削指導に活用していない 16 校のうち〇校が面接指導にも活用していなかった。

設問 13 ICT を活用していない理由をお書きください

57 件の回答

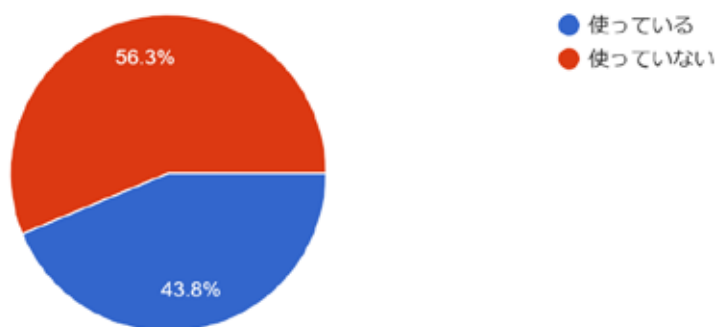
ICT を添削指導に活用しない理由を自由記載方式で聞いたところ

- ① レポートの代筆問題（本人確認ができない）、複写防止
- ② 直接対面での指導を重要視している
- ③ 学校及び生徒の環境が十分でない

をあげている学校が多かったが、中には「所轄庁の指導で郵送による提出が原則であるとの指導を受けている」や「制度的にどこまで許させるのか不透明だ」などという制度面の課題を指摘している回答もあった。

設問14 自動採点機能を使っていますか

16 件の回答



<コメント>

ICT を活用した添削指導を行っている学校に自動添削の活用について聞いたところ、16 校から回答があり、うち 9 校（56.3%）が自動採点を行っており、7 校（43.8%）が採用していないという回答だった。

設問 15 自動採点を活用する中で、添削指導を行う教員がどのような指導を行っているのか具体的に記述をしてください。

7 件の回答

自動採点を導入している 16 校に対して、教員のかかわり方を聞いたところ 7 件の回答があり、

- ① 論述（記述）課題に対しての指導
- ② 理解が不十分な生徒への働きかけ

などが多かった。

設問 16 自動採点を行わない理由をお書きください。

8 件の回答

自動採点を導入していない7校に対して導入しない理由を聞いたところ、7件の回答があり、「システム上の問題」をあげている回答が多かったが、「添削指導は『指導』であるため、教員免許を持つ教員が行いその後の指導につなげる」といった自動採点を持つ根源的な課題を指摘している回答もあった。

設問 17 添削指導に関して ICT の具体的な活用方法を教えてください。

16 件の回答

ICT の具体的な活用法を聞いたところ、

- ① 添削指導教員間の情報共有
- ② レポート課題の送付
- ③ 画像や添削済み回答の PDF 化などを活用した指導

をあげている回答が多かった。

設問 17 添削指導に関して ICT の具体的な活用方法を教えてください。

16 件の回答

ICT の具体的な活用法を聞いたところ、

- ① 添削指導教員間の情報共有
- ② レポート課題の送付
- ③ 画像や添削済み回答の PDF 化などを活用した指導

をあげている回答が多かった。

設問 18 ICT を活用した添削指導を行う際、課題となることがあれば記述してください。

66 件の回答

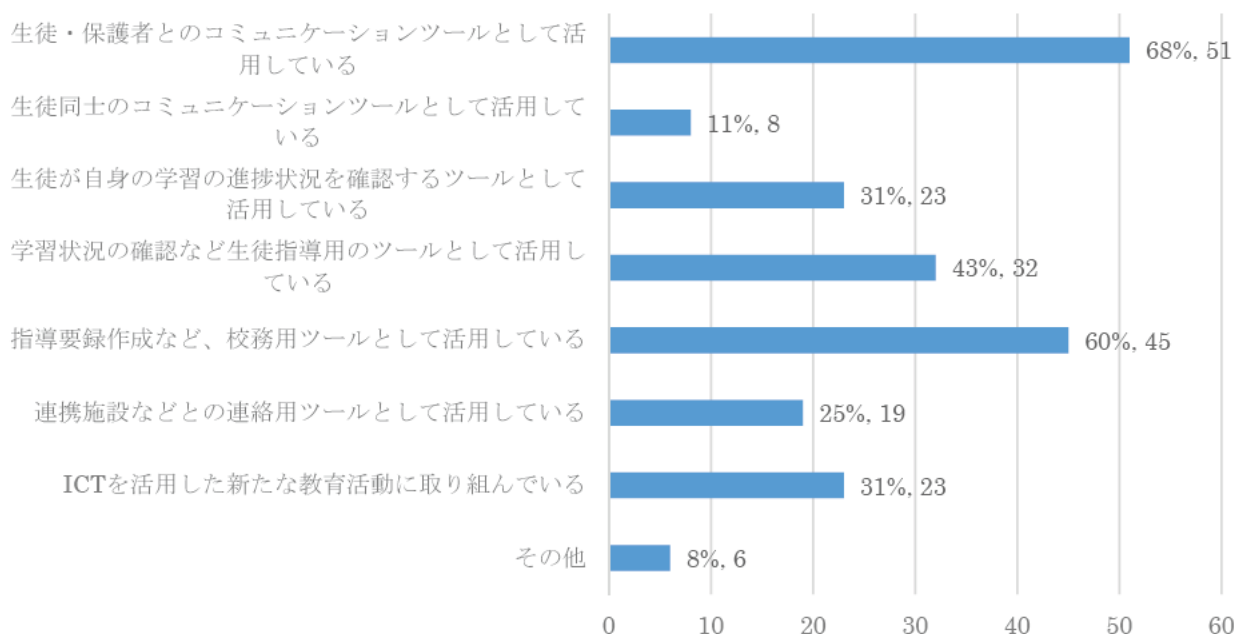
ICT を添削指導に活用する上での課題を聞いたところ、

- ① 記述問題の扱い、生徒の本人確認、コミュニケーション、など生徒への指導上の課題
- ② 学校及び生徒の情報端末やネットワークなどの物理的な環境上の課題
- ③ 教員のスキル

をあげている回答が多かった

④ その他

設問19 面接指導・添削指導以外のICTの活用法についてお聞きします。次の中から当てはまるものをすべて選択してください
75件の回答



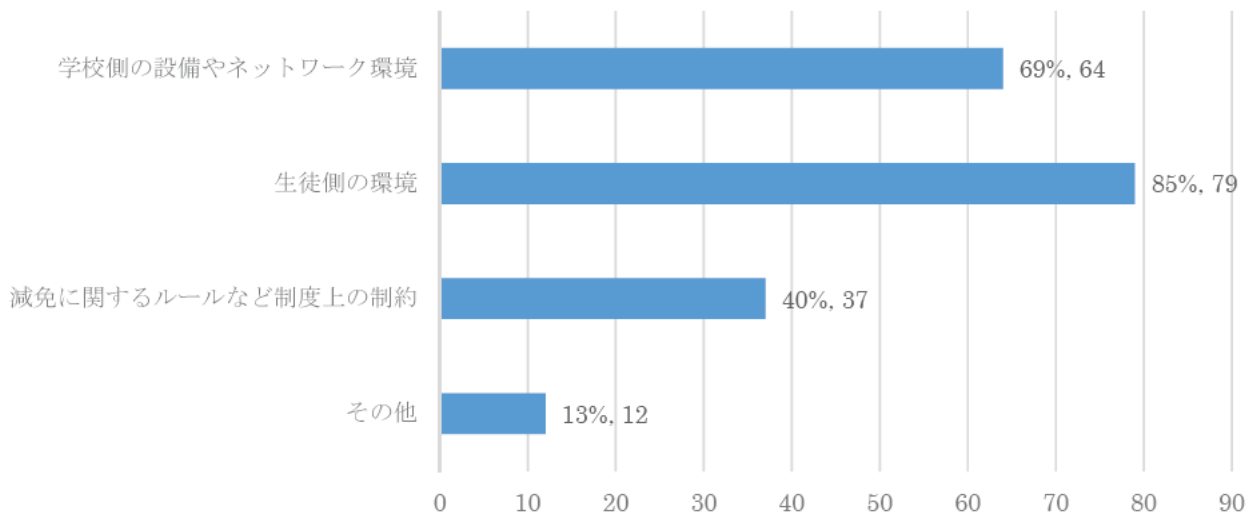
<コメント>

面接指導、添削指導以外への活用を聞いたところ、学校と生徒・保護者とのコミュニケーションツールとして活用している学校が 51 校（68%）と一番多く、指導要録などの校務ツールとして活用 45 校（60%）、生徒指導用のツールとして活用 32 校（43%）と続いた。

一方で、生徒同士のコミュニケーションツールとして活用は 8 校（11%）と少なかった。

今後、探究活動などで生徒間のコミュニケーション活動を活発化させる必要があることから、生徒間のコミュニケーションツールとしての活用を推進する必要があると考える。

設問20 貴校においてICTを活用した教育活動を進めるために課題となることは何ですか
93件の回答



<コメント>

今後、ICT を活用した教育活動を進めていくうえでの課題を調べたところ、学校や生徒のハード的な環境をあげる回答が多くなった。また、減免などの制度的な課題をあげている回答も 37 件 (40%) あった。

その他として、教員のスキル、生徒の本人確認、面接指導の在り方、などをあげる回答があった。

2 第三者評価普及に係る諸課題に関する調査研究」報告書

(1) 調査結果概要

- ・ 255 校に依頼し、74 校から回答を得た。
- ・ 所轄庁（株立の所轄を含む）63 庁に依頼し、21 庁から回答を得た。

① 学校評価

- ・ 自己評価について（設問 1～設問 10）
自己評価を「毎年実施している」が 66 校「実施していない」が 6 校であった。活用する資料としては、教職員、生徒アンケートが多く、項目としては学校運営計画をはじめ生徒に係る指導項目が多かった。自己評価を PDCA への活用としては学校運営全般に役立てている。また、報告を求めている所轄もある。

・ 学校関係者評価について（設問 11～設問 24）

学校関係者評価を「毎年実施している」39 校で、活用する資料としては自己評価と同様である。

評価する上での困難さは依頼できる構成員、業務多忙、依頼先であり、評価を PDCA への活用は自己評価と同様であった

・ 第三者評価について（設問 25～設問 38）

第三者評価を「毎年を実施している」11 校と少なく、実施していない理由として不要論、無理論などがあつた。

構成員は、元通信制教諭・管理職は少なく、通信制に精通した人材を探すのが困難なのかも知れない。

PDCA への活用は学校運営計画の作成。通信制の特徴を役立てている割合が低い。

② 所轄庁

自己評価又は報告書を求めている所轄があつた。独自の設置基準を設定している所轄は 50%前後である。ガイドラインや指導マニュアルの活用ではおおむね役に立っているが、担当者には通信制のシステムが分かりにくいという回答が多かったことから、担当者へのサポート体制の構築や指導に活用できる資料の作成が必要と考える。また、連携施設やサテライトへの訪問をしたことがない所轄もある。

③ 今後の課題

P47 今後の課題（提言）による。

(2) 設問項目別結果

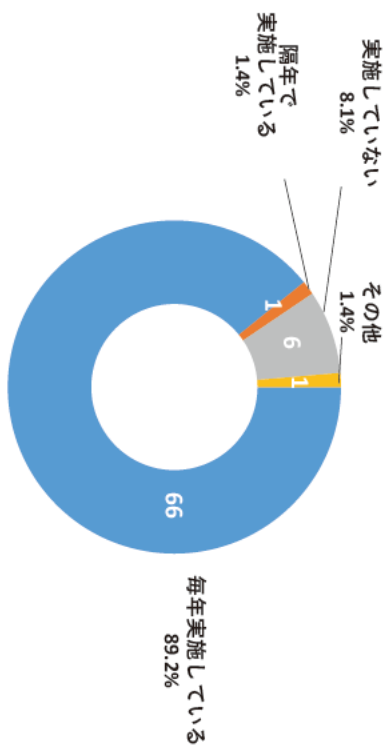
① 学校評価について

全体について（学校評価アンケート回答概要）

自己評価の実施状況は「毎年実施している」66校、「実施していない」6校であり、自己評価を求めている所轄もあった。学校関係者評価の実施状況は「実施している」39校。設問22の助言として期待するに関しては、通信制の特徴である面接指導等の割合が低く、評価をする上での困難さでは、構成員、依頼先などであった。

第三者評価の実施状況は「毎年実施している」11校で、自己評価・学校関係者評価から徐々に実施校が少なくなっている。また、第三者評価が普及しない要因として、通信制に精通した人材の確保や義務ではないことが考えられる。第三者評価普及には学校評価ガイドラインの見直し等が必要と考える。

設問1：自己評価を実施していますか。（74件の回答）



設問2：（設問1で「実施していない」とした学校に）実施していない理由はなんですか。（5件の回答）

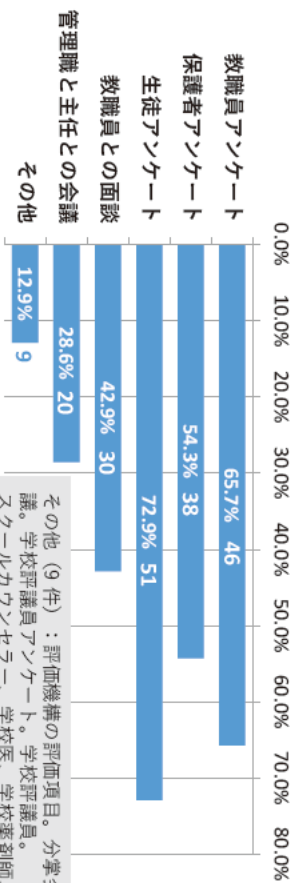
- ◎何かあればすぐに意見を言い合ったりしており、再度まとめての自己評価などは行っていません。
- ◎自己評価の人的態勢が整っていないため。
- ◎職員数が少ないため、職員会議等で各項目の話し合いを行っている。
- ◎併設の全日制課程で実施しているため。
- ◎東京都私学部の監査をもって、評価としていない

<コメント>設問1・2

自己評価を実施していない8.4%（6）と隔年で実施している1.4%（1）という回答であるが、自己評価の実施は義務であるので実施に向け取り組んでいくべきと考える。公立では自己評価を実施しているが100%であった。

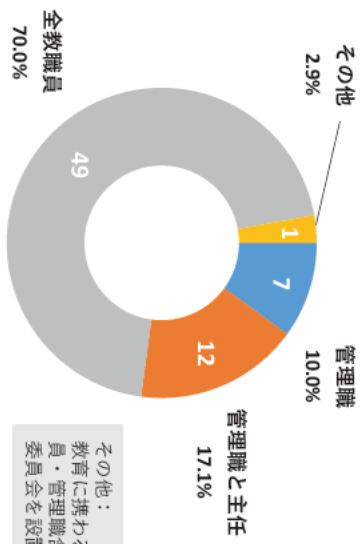
設問3：自己評価を実施する上でどのような資料を活用していますか。

(複数回答可) (70件の回答)



その他(9件)：評価機構の評価項目。分学会議。学校評議員アンケート。学校評議員。スクールカウンセラー、学校医、学校薬剤師、学校歯科医の意見。第三者評価でいただいた課題。学校運営協議会委員の意見等。関係者評価。生徒からの聞き取り調査学校行事等のデータ。

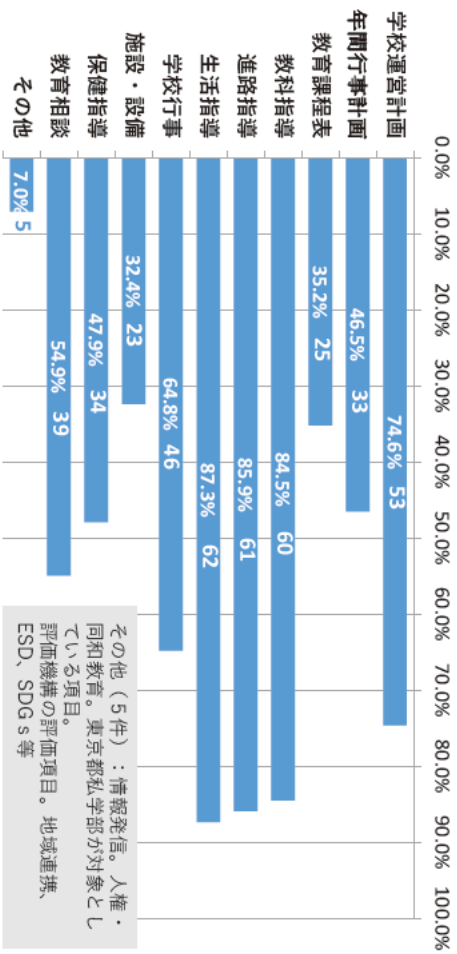
設問5：自己評価を行う上での構成員はどのようにしていますか。(70件の回答)



その他：教育に携わる職員(本校職・管理職含む)、少人数の委員会を設置

設問4：自己評価の項目はどのように設定していますか。

(複数回答可) (71件の回答)



その他(5件)：情報教育。人権・同和教育。東京都私学部が対象としている項目。評価機構の評価項目。地域連携、ESD、SDGs等

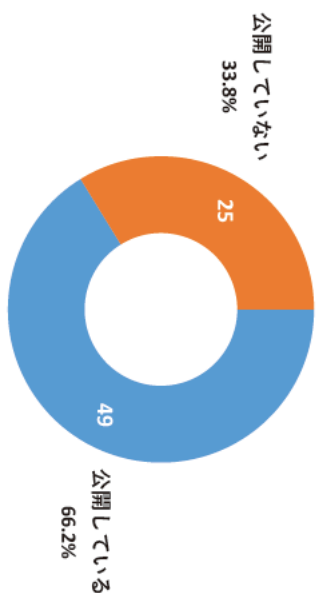
<コメント>設問3・4

実施する上で活用している資料は、教職員、保護者、生徒からのアンケートの割合が高いが、管理職と主任との会議という回答もあった。項目では生徒に係る項目で割合が高く、教育相談は54.9% (39) であった。

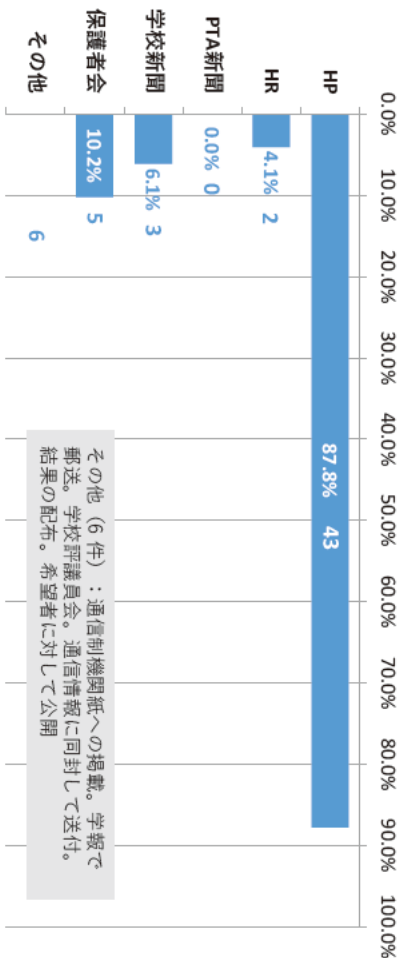
<コメント>設問5

自己評価を行う上での構成員は管理職10% (7) と管理職と主任17.1% (12) であった。一方、自己評価を全教職員を構成員としている70% (49) であったが意外と少ないという感想を持った。

設問 6：自己評価は公開していますか。(174件の回答)



設問 7：(設問 6で「：公開している」と回答した学校へ) どのような方法で公開していますか。(複数回答可) (49件の回答)



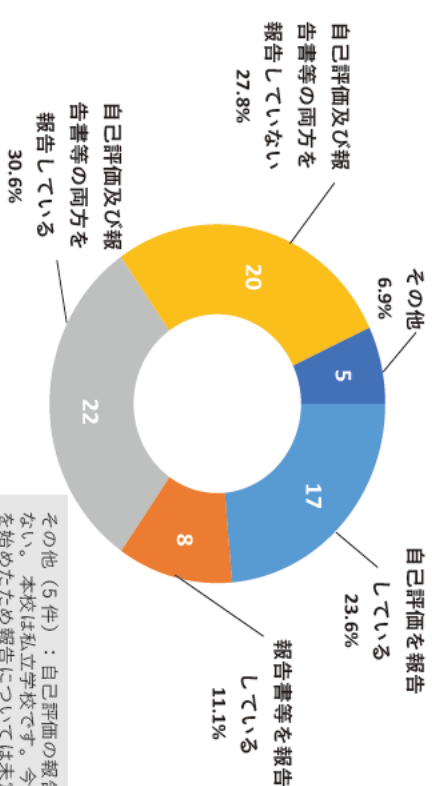
<コメント>設問 6・7

自己評価をHPに公開している66.2%(49)、公開していない33.8%(25)であった。自己評価の公表に努めることが必要と考える。公開方法はHPで公開87.8%(43)であった。

設問 8：(設問 6で「公開していない」とした学校に) 公開していない理由は何ですか。(22件の回答)

- 学校評議員会で公開し協議しているから
- 教職員個々の評価であるから。
- 年度末に職員会議で協議し、内部資料として来年度に活かしているため。
- プライバシー、個人情報保護のため(2)
- 今年度から学校評価を始めたため、公開については未定
- 自己評価の各項目は実施・確認しているが、小規模運営のため自己評価報告書としてまとめて文書化まではしていない。
- 学校評価として公開
- 東京都私学部によるため
- 今後公開予定、現在検討中等(5)
- 特に理由はない、必要と感じていない(4)
- 自己評価を実施していないため(3)
- 公開するタイミングがないまま現在に至っている。

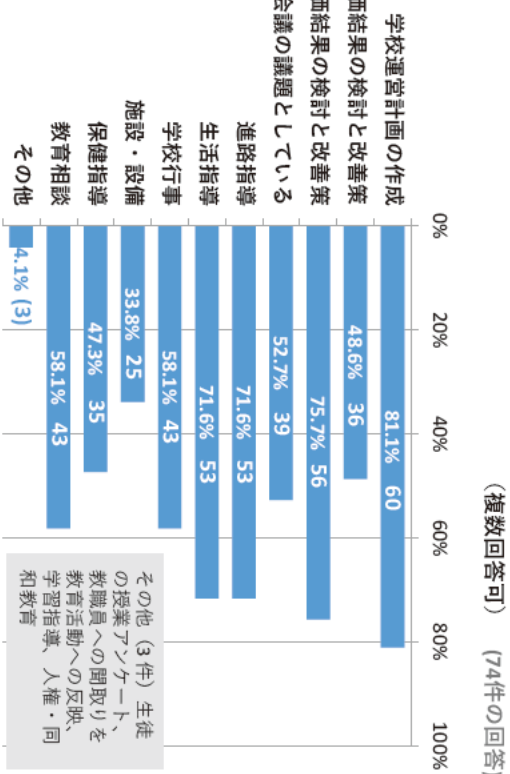
設問 9：自己評価及び報告書を所轄庁に報告していますか。(72件の回答)



<コメント>設問 9

所轄庁に報告していると回答した学校の合計は65.3%(47)であった。報告をしていない27.8%(20)であるが、所轄庁によっては報告を求めないものと考えられる。

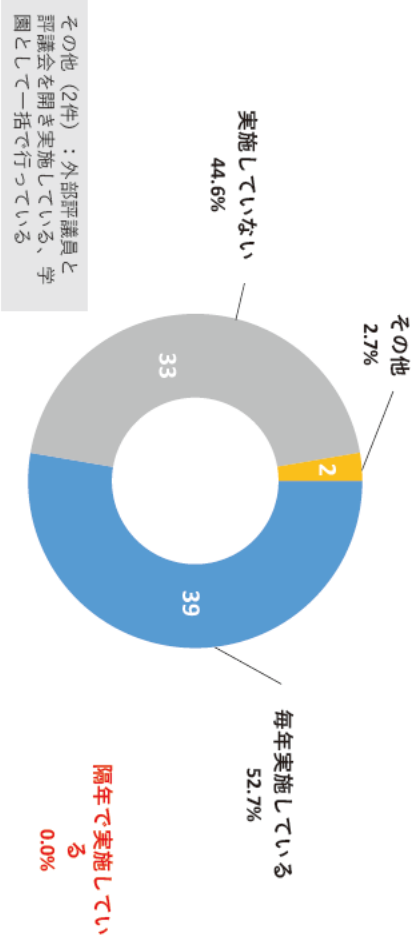
設問10：自己評価を実施している場合、評価結果を学校運営等やPDCAにどのような役に立っていますか（役立っていただけますか）。（複数回答可）（74件の回答）



<コメント>設問10

自己評価を実施した場合、学校運営計画の作成81.1% (60)をはじめ、各務分掌での評価結果の検討と改善策75.7% (56)、進路指導71.6% (53)、生活指導71.6% (53)等が多く、多くの学校で役立っている。

設問11：学校関係者評価を実施していますか。（74件の回答）



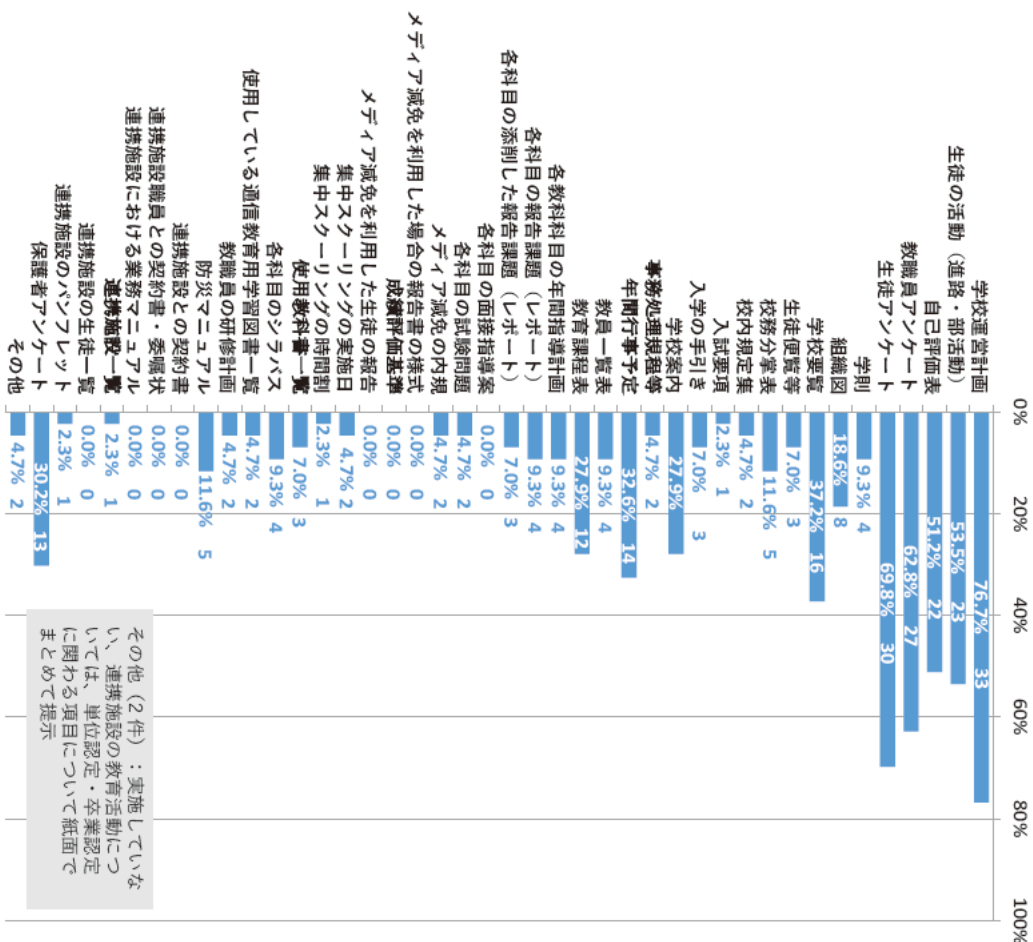
<コメント>設問11

実施している52.7% (39)と実施していない44.6% (33)と実施の有無は約半々であった。公私立別では公立が約8割、私立が約3割強、実施している。

設問 1 2 : (設問 1 1 で「実施していない」とした学校に) 実施していない理由は何ですか。(26 件の回答)

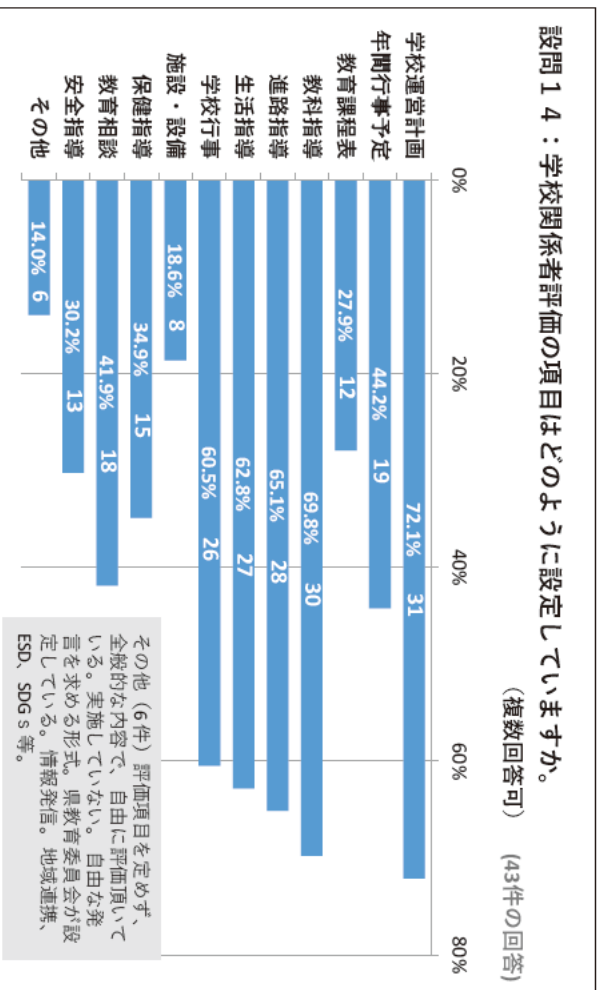
- 【検討している】
 - ・本年度学校の自己評価について整備したので、次年度以降は実施していく。
 - ・努力義務であり、今後実施していく予定。・実施について検討中。実施に向け検討中。
 - ・検討中。・今年度から学校評価を始めたため、関係者評価の実施は未定。
- 【実施が困難】
 - ・学校関係者評価を行う体制がない。・評価する人的態勢が整っていないため。
 - ・PTAがないため。・準備不足。
 - ・やっとな実務面での運営が軌道になりつつあるが、まだ安定せず、手が回っていないのが現状です。
 - ・開校 6 年目に入りますのでそろそろ考えなくてはならないとは考えています。
- 【代替の仕組みがある】
 - ・法会上「努力義務」の規定であり、全国通信制高等学校評価機構による第三者評価を受審しているため。・何かあるたびに話し合っているため。
 - ・全日制の学校委員会や通信制についても評価していただいている。
 - ・併設している全日制課程で実施しているため。・町の審議会が行っている認識のため。
 - ・保護者の方からの意見を取り入れながらおこなっているため。
 - ・小規模運営のため現時点では実施していない。ただし全保護者から要望・評価に関する個別ヒアリング等は実施している。
 - ・本校は今年度から国および県が推進するコミュニティ・スクールとなり、学校関係者と第三者の役割を併せ持つ学校運営協議会を設置し、学校の教育活動を評価してもらっているため。
 - ・執行部、大学関係者に来ていただき、学校評価に加わっていただいていたが、その先生の都合もあって現在、中断中。
 - ・本校には委員会等の組織がないため、保護者の学校評価アンケートで代用している。
- 【理由なし】
 - ・特になし (2)

設問 1 3 : 学校関係者評価を実施する上でどのような資料を活用していますか。(43 件の回答)

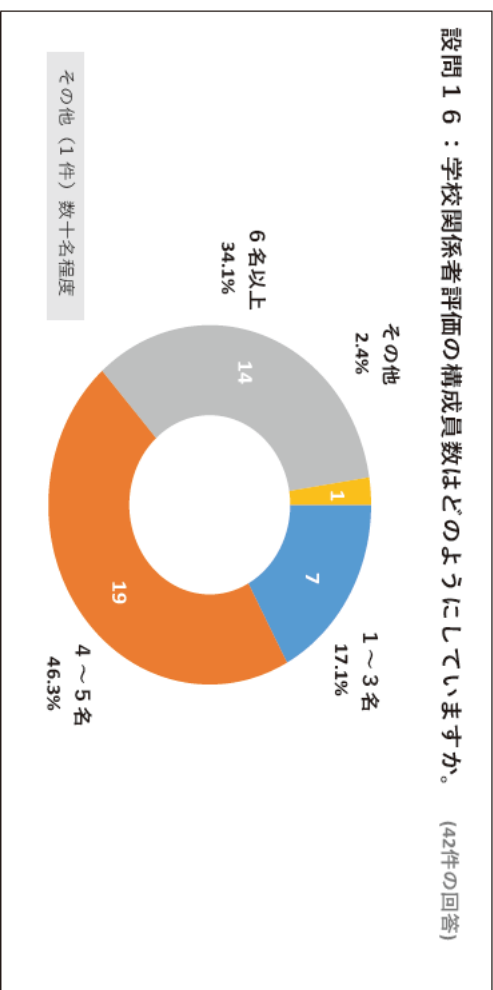
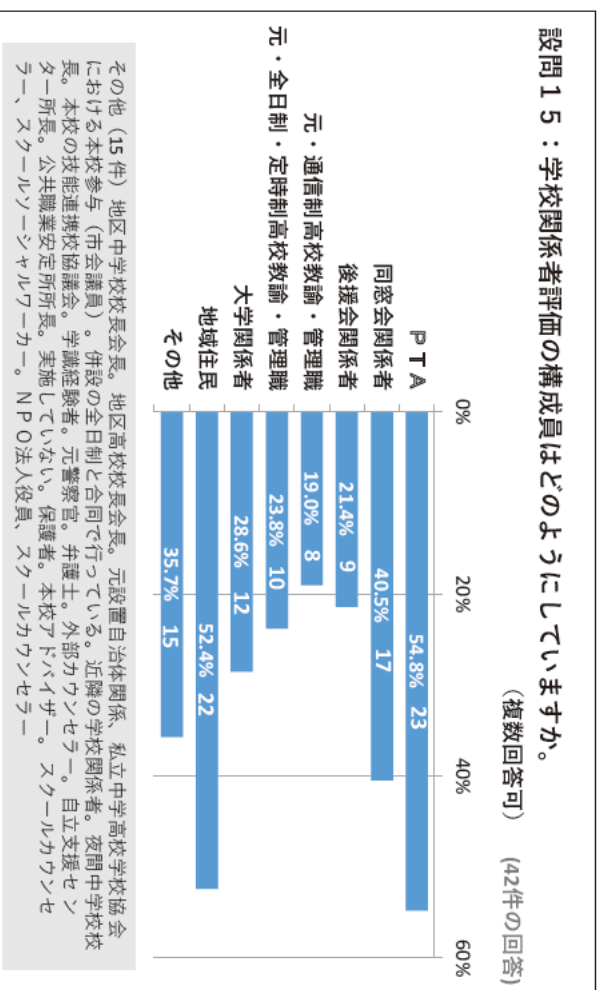


<コメント>設問 1 3

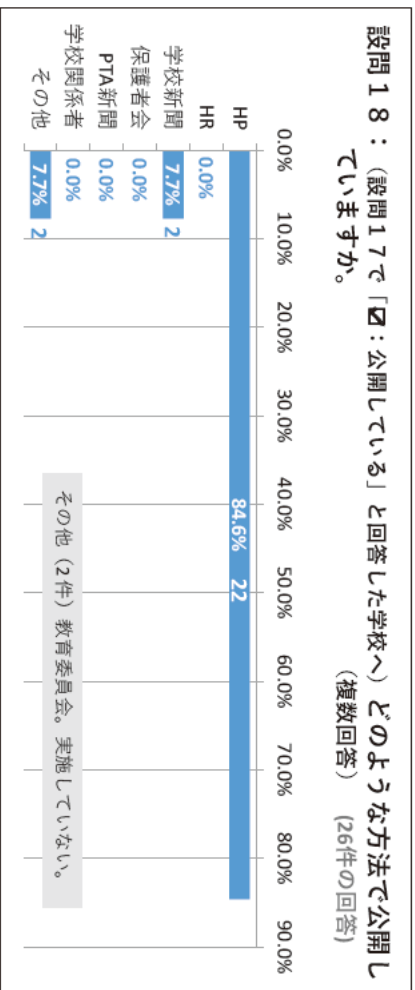
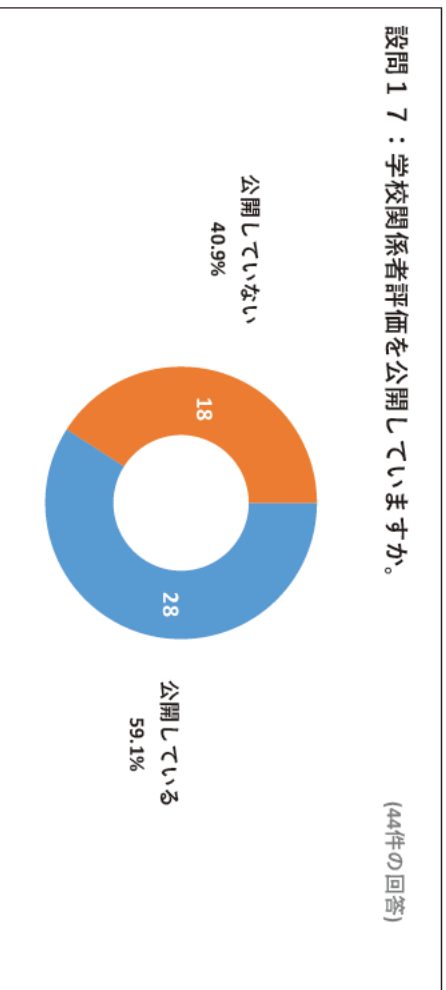
多くの学校が、学校運営計画、生徒の活動 (進路・部活動)、自己評価表、教職員アンケート、生徒アンケート、学校要覧、年間行事予定、保護者アンケートを資料としている。



〈コメント〉設問 14
 多くの学校が、学校運営計画、教科指導、進路指導、生活指導、学校行事を評価の項目としている。その他として、評価項目を定めず、全般的な内容で自由に評価を頂いている、県教育委員会が定めている等があった。



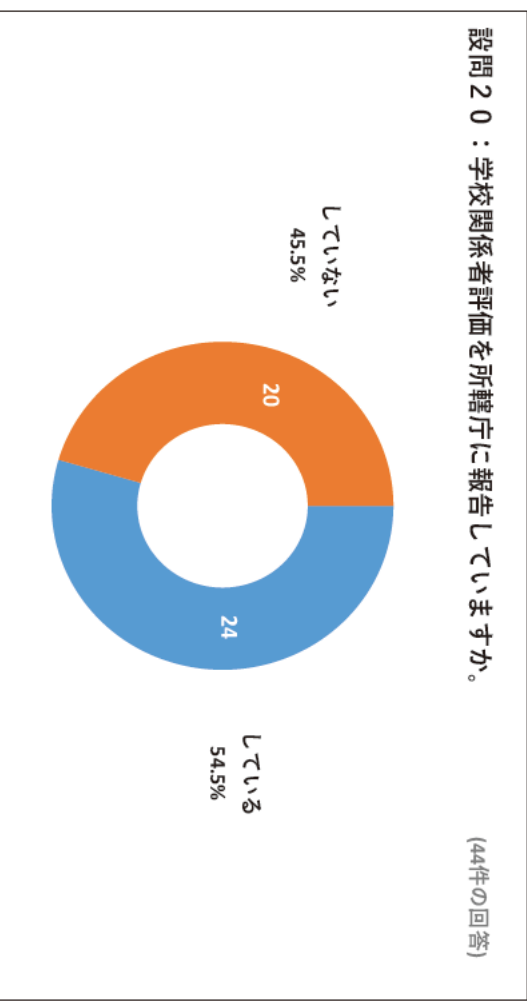
〈コメント〉設問 15・16
 構成員はPTA、地域住民と学校と関わりのある人が多い。元教諭・管理職は多くはなかった。その他としては、多様な識者に依頼している。構成員数では4～5名が46.3%、6名以上が34.1% (14) であった。



＜コメント＞設問 17・18
公開では、公開しているが59.1% (28)、公開していないが40.9% (18)であった。公開の方法ではHPが84.2% (26)と圧倒的に多かった。

設問 19：(設問 17で「公開していない」とした学校に) 公開していない理由はなんですか。 (16件の回答)

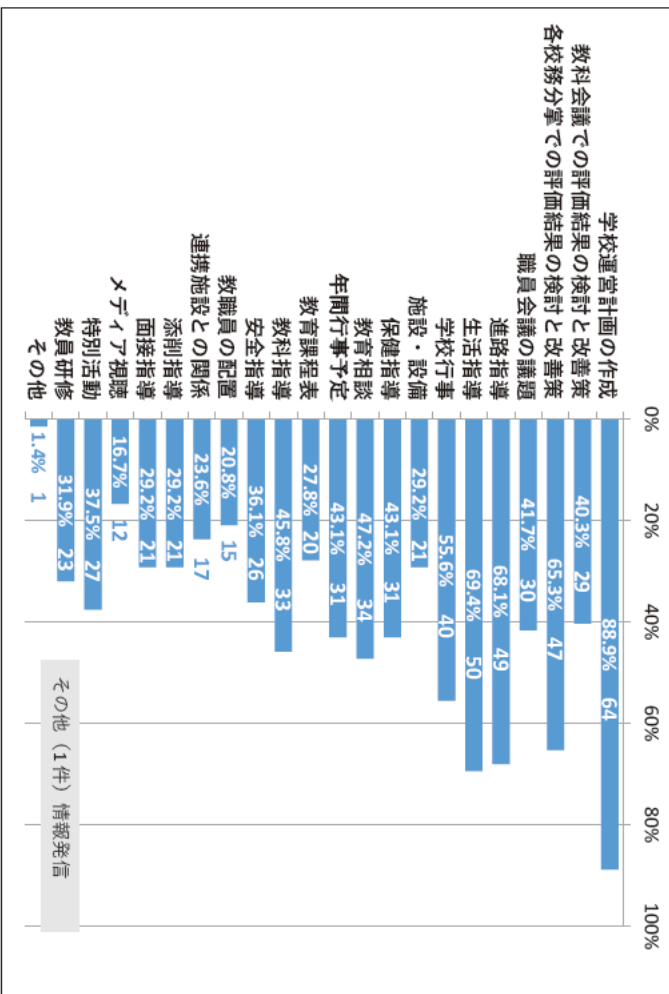
- ・職員間で共有し、学校改善に生かしている。
- ・義務化されていない
- ・同窓会役員会で向った意見を学校運営に反映させており報告等にはまだしていない。
- ・自己評価を含めて反映させているため
- ・会議の議事録としての保管しているため
- ・学校評価として公開・守秘義務の情報等が含まれるため
- ・県教委に報告しているから
- ・自己評価を公開することとなっている
- ・今後する予定
- ・評価中
- ・公開するタイミングがないまま現在に至っている。
- ・特に理由はありません
- ・特になし
- ・実施していないため
- ・評価を実施していないため。



＜コメント＞設問 20
所轄への報告は、している54.5% (24)、していないが45.5% (20)であった。

設問 21：学校関係者評価を学校運営等やPDCAにどのように役立てていますか。
(役立てたいですか。)

(複数回答) (72件の回答)

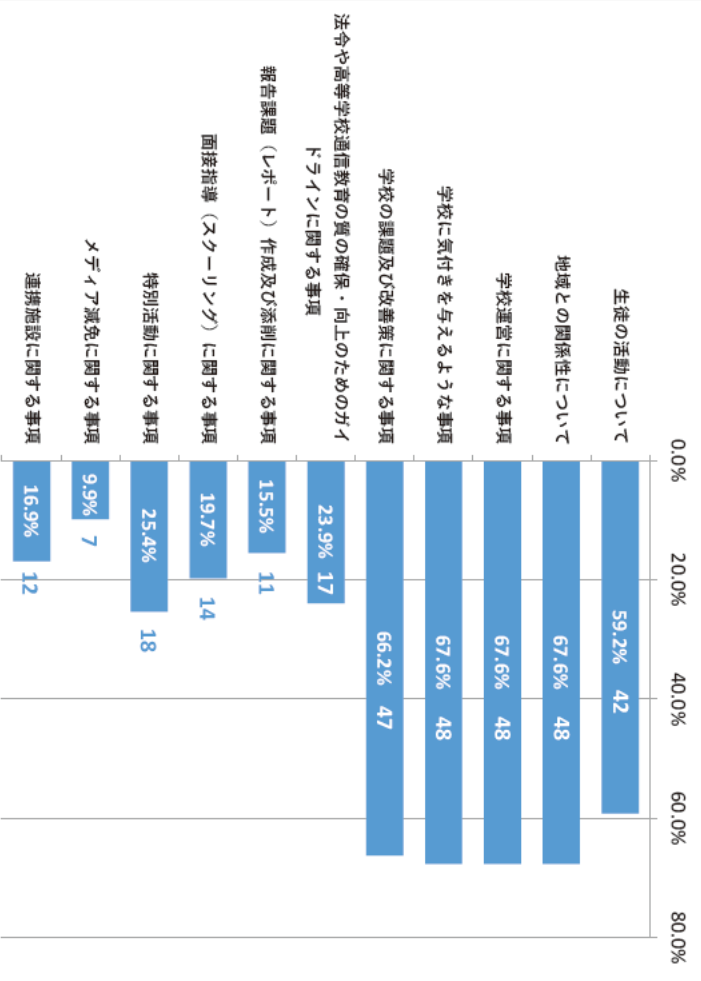


<コメント>設問 21

学校関係者評価を実施した場合、学校運営計画の作成 88.9% (64) をはじめ、各校務分掌での評価結果の検討と改善策 65.37% (47)、進路指導 68.1% (49)、生活指導 69.4% (50) 等が多く、多くの学校で役立てている。回答率の高かった質問項目は設問 10と同様であった。

設問 22：学校関係者評価を実施する上で、助言として期待するものは何ですか。
(複数回答)

(複数回答) (71件の回答)

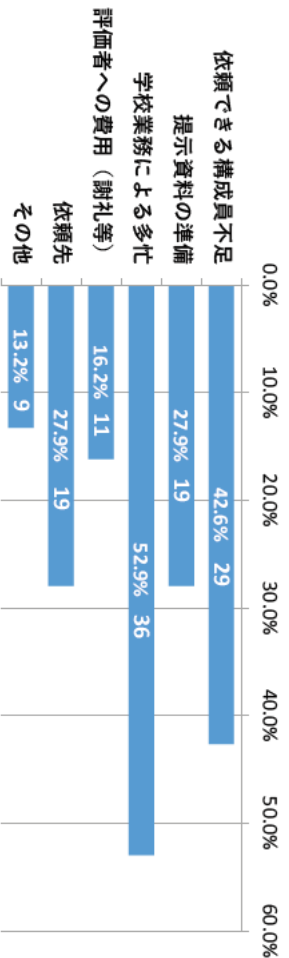


<コメント>設問 22

助言として期待する質問項目では、生徒の活動～学校の課題及び改善策に関する項目までが、約 60%以上であるのに対し通信制の特徴である報告課題、面接指導、メディア減免、連携施設等に関する質問項目は割合が低かった。むしろ通信制の特徴に助言を求めるときではないかと考える。

設問23：学校関係者評価を実施する上で困難さを感じることは何ですか。

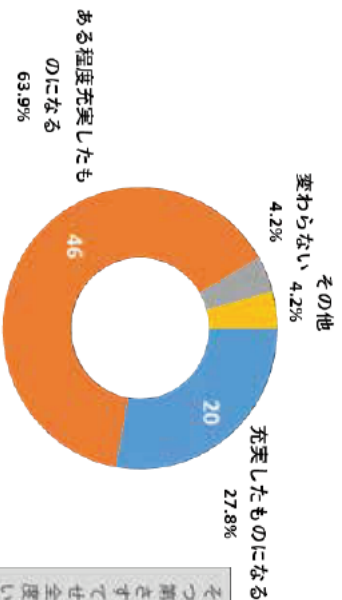
(複数回答) (68件の回答)



その他(9件)：特になし(3) 日程の設定、学校関係者評価を行う体制。学校の基本的なシステムを理解してもらおうのが難しい。通信制に対する理解を得ること。通信制の実態や認知度はまだ課題がある。全日制と合同で行っており、割合全日制の話が多いこと

設問24：学校関係者評価を実施することはPDCAをより充実したものになると考えますか。

(72件の回答)



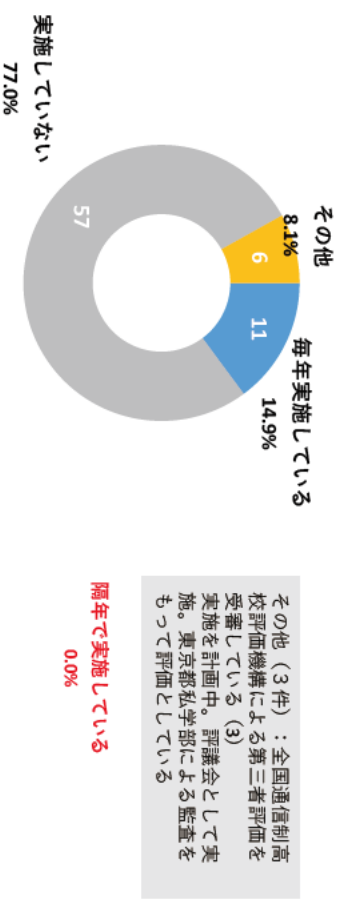
その他(3件)：目的意識を持つか持たないか、その実施者次第それを行った方がPDCAが充実する。人員がいらない中、無理に行くと、その評価を十分まかせない。全日制の先生には、通信制の制度の理解をしてもらうのが難しい。

コメント>設問23・24

学校業務による多忙が52.9% (36) であるが、依頼できる構成員不足と依頼先の合計が70.5% (48) となっていることは学校関係者評価を実施する上で少なからず、この2つの質問項目がネックになっているものと推測する。また、設問24では、充実したものになる27.8% (24) とある程度充実したものになる63.9% (46) という結果であるが、学校業務による多忙や構成員不足と依頼先の困難さから実施校が39校に留まっている要因の1つと考える。

設問25：第三者評価を実施していますか。

(74件の回答)



その他(3件)：全国通信制高校評価機構による第三者評価を受審している(3) 実施を計画中。評議会として実施。東京都私学部による監査をもって評価としている

コメント>設問25
毎年実施している14.9% (11) と普及していないことが確認できた。その他には本機構による実施(5年に1回)も含まれている。

設問26：(設問25で「実施していない」とした学校)実施していない理由は何ですか。

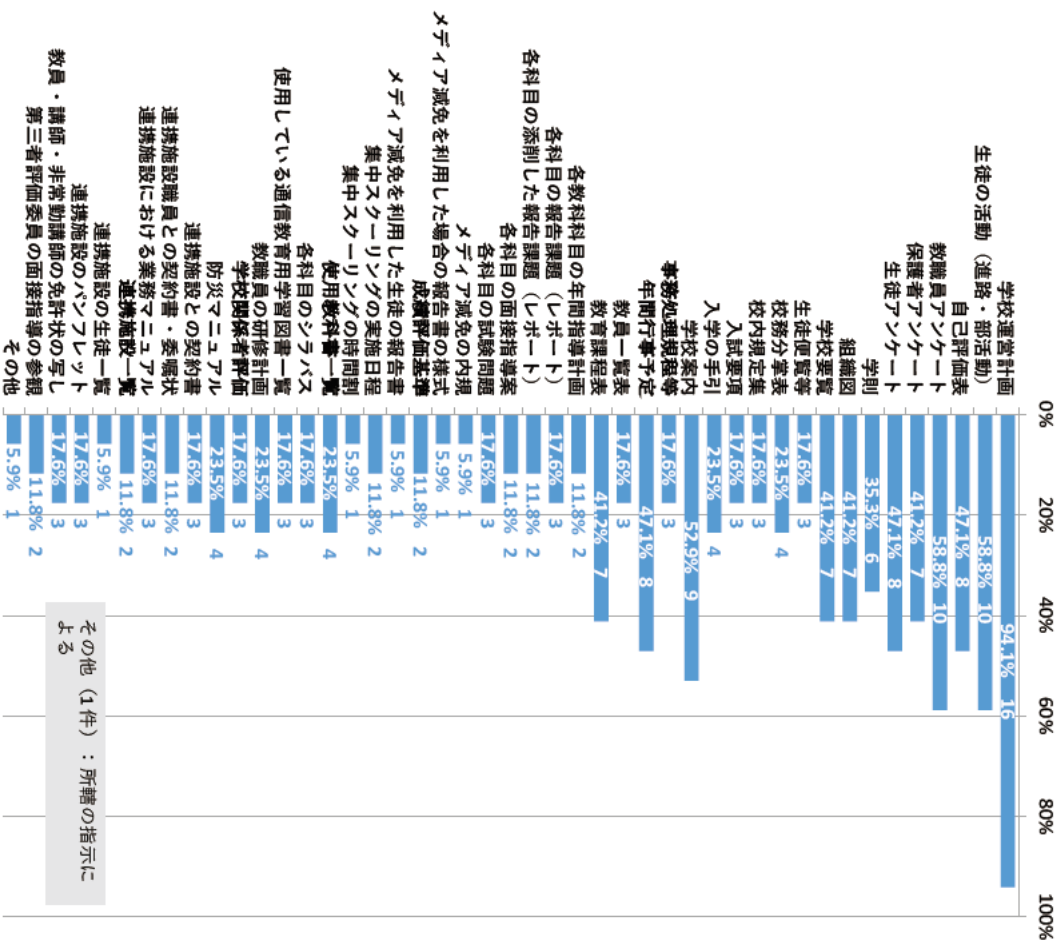
(46件の回答：主なもの)

【不要論】現状ではまだ必要性を感じていない。学校関係者の評価者が不十分というとか。学校関係者評価で十分と考える。それに加えて第三者評価を実施する意義と目的はどこにあるのか。必要性を感じていない。県の学校評価実施要項による。学校関係者評価で十分に評価を得ているため。学校評価委員会が兼ねている。公立の学校であり、県教育委員会や指導の下に教育活動を行っているため。学校関係者評価に学校外の委員からの意見をもちっている。今年度から学校評価を始めたため。第三者評価は今後の検討課題とする。法令上の義務ではないため。併設している全日制課程で実施しているため。学校関係者評価に大学関係者も含み、専門的・客観的立場から評価を行っているため。学校関係者評価に第三者評価と兼ねて実施している。学校関係者評価が十分機能しているため。実施を検討していない。現在の自己評価と学校関係者評価で必要性を満たしているから。

【無理論】まだ準備ができていないため、またそこまでの対応ができていないため。構成員の選出に苦慮する。第三者評価を行う体制態勢が整っていないため。現在では、人的・時間的に実施が難しいため。現状での導入は難しい。学校評議員会止まり。小規模運営のため、個別にボランティアは実施しているが、制度化・定期化はしていない。人員不足の急費用面。信頼できる第三者がいらない。第三者評価を行う組織がない。現在のところ、仕組みがない。学校関係者評価委員以外の人選が困難なため。

【検討中】委託先を現在探しており実行できていない。検討中。

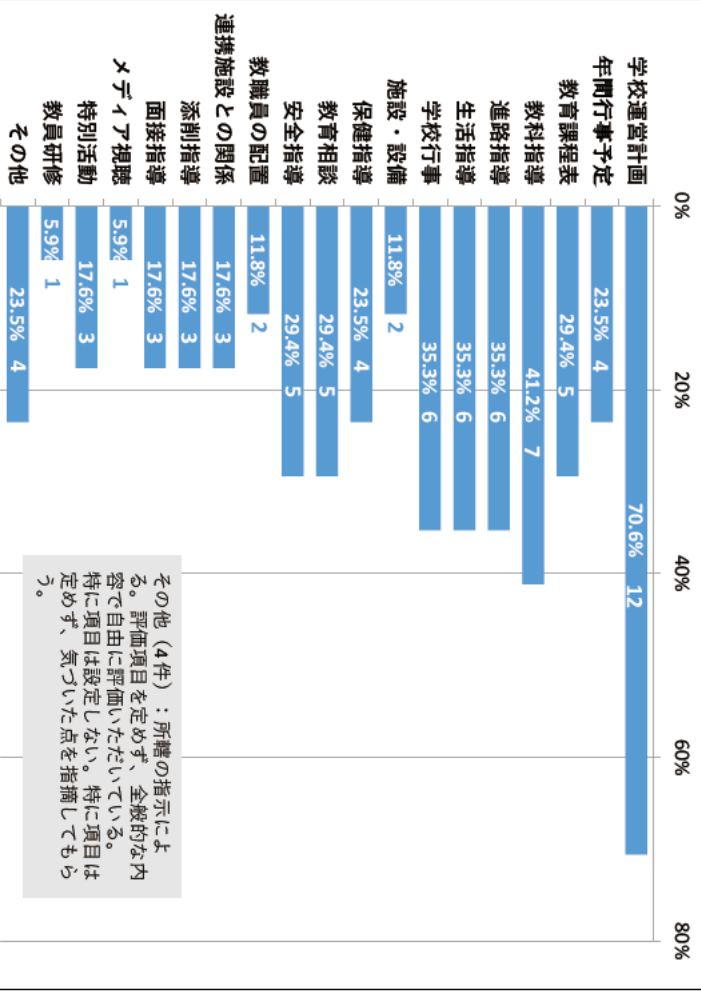
設問 27：第三者評価を実施する上でどのような資料を提示していますか。
(複数回答) (17件の回答)



＜コメント＞設問 27

多くの学校が、学校運営計画、生徒の活動（進路・部活動）、自己評価表、教職者アンケート、生徒アンケート、学校要覧、年間行事予定、保護者アンケートを資料としている。設問 13 とほぼ同様であった。

設問 28：第三者評価の項目はどのように設定していますか。
(複数回答可) (17件の回答)



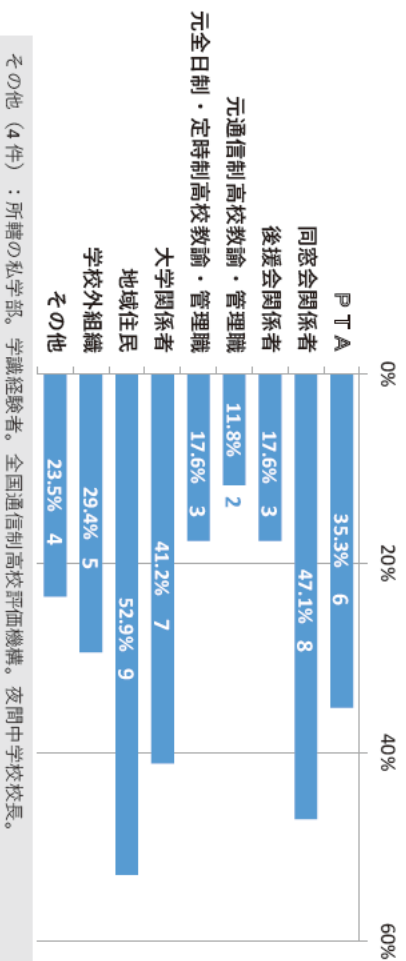
その他 (4件)：所轄の指示による。評価項目を定めず、全般的な内容で自由に評価いただいている。特に項目は定めず、気づいた点を指摘してもらう。

＜コメント＞設問 28

学校運営計画、教科指導、進路指導、生活指導等の割合が高く、通信制の特徴である項目は低かった。その他として、評価項目を定めず、全般的な内容で自由に評価を頂いている。所轄の指示による等があった。設問 14 とほぼ同様であった。

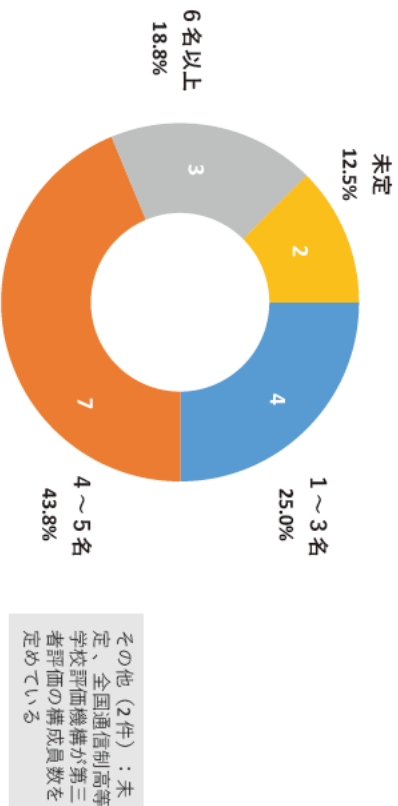
設問 29：第三者評価の構成員はどのようにしていますか。

(複数回答) (17件の回答)



設問 30：第三者評価の構成員数はどのようにしていますか。

(16件の回答)

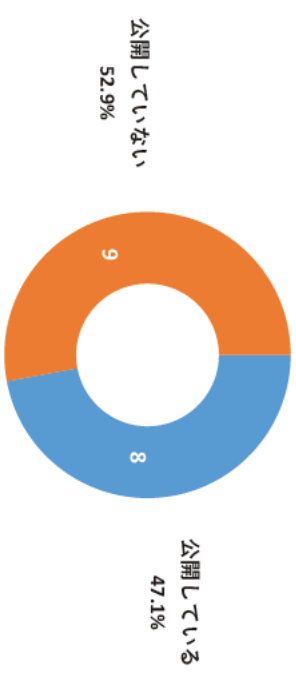


<コメント>設問 29・30

構成員の割合は地域住民、同窓会関係者、大学関係者、PTAとの順となつている。構成員数では4～5名が443.8(7)、1～3名が25.0%(4)であった。設問 15の学校関係者評価と比較すると、構成員では大学関係者、構成員数では1～3名の割合が多くなつている。

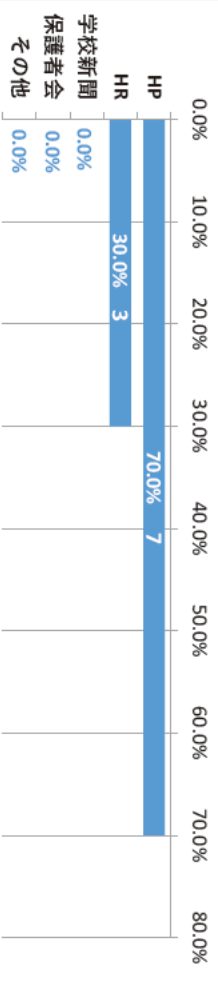
設問 31：第三者評価結果を公開していますか。

(17件の回答)



設問 32：(設問 31で「：公開している」と回答した学校へ) どのような方法で公開していますか。

(複数回答) (8件の回答)



<コメント>設問 31・32

公開では、公開しているのが47.1%(8)、公開していないのが52.9%(9)であった。公開の方法ではHPが70.0%(7)、HRが30.0%(3)であり、設問 18と比較すると公開方法でHRの割合が高い。

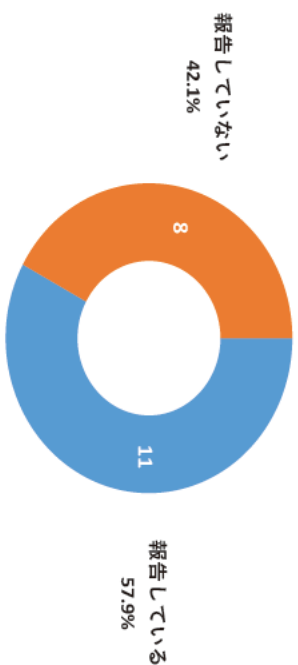
設問 33：(設問 31で「公開していない」とした学校に) 公開して

いない理由はなんですか。

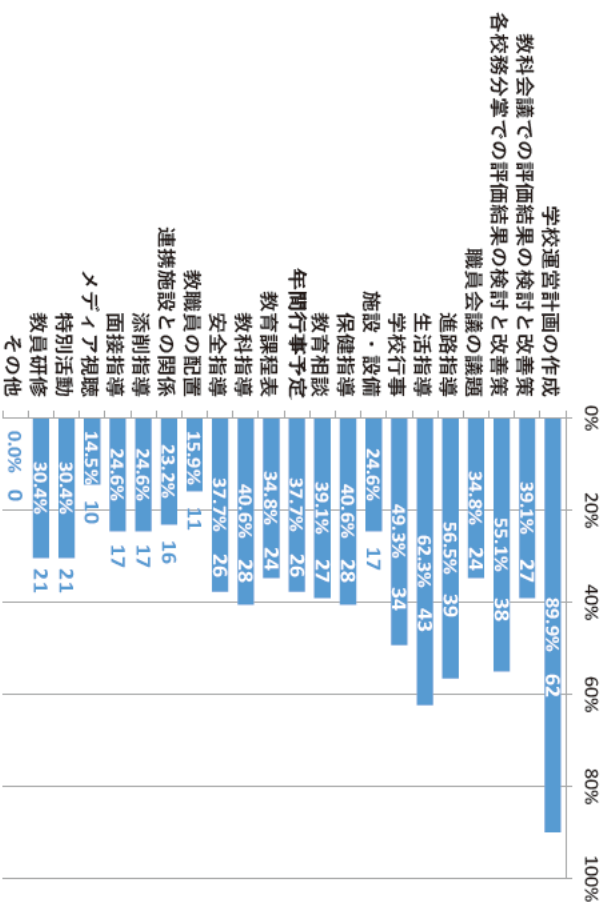
(6件の回答)

評価をふまえて学校運営計画にいかしているため
特に公開をしていない
口頭での評価助言のため
評価中
特になし(2)

設問 3 4：第三者評価を所轄庁に報告していますか。(19件の回答)



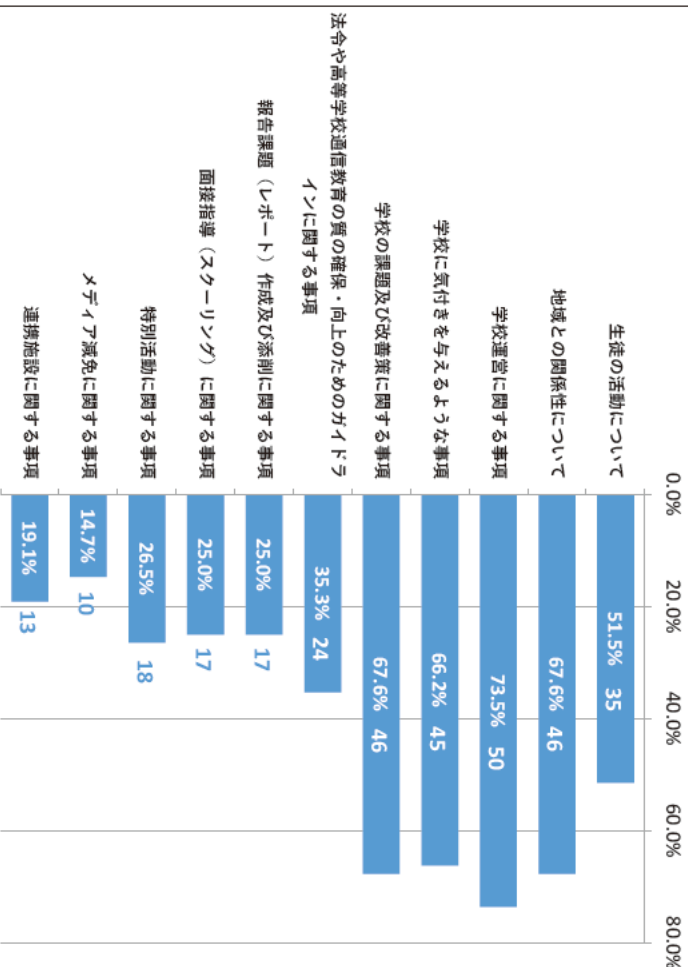
設問 3 5：第三者評価は学校運営等やPDCAにどのように役立っていますか。(複数回答) (69件の回答)



<コメント>設問 34・35

報告しているが57.9% (11)、報告していないが42.1% (8)であった。第三者評価を実施した場合の結果も学校運営計画の作成、各校務分掌での評価結果の検討と改善策、等が多くの学校で役立っている。回答率の高かった質問項目は設問 21と同様であった。

設問 3 6：第三者評価を実施する上で、助言として期待するものは何ですか。(複数回答) (68件の回答)

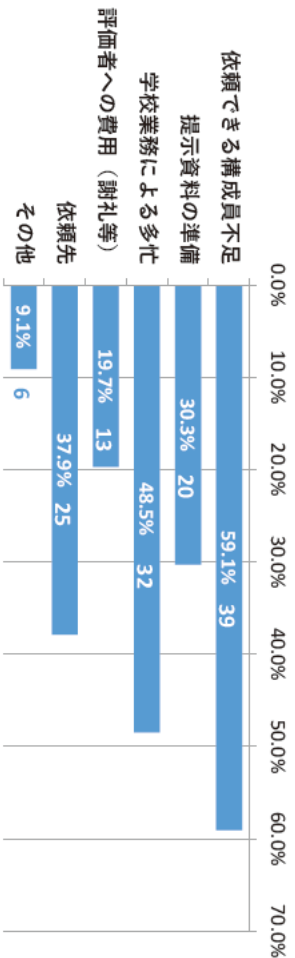


<コメント>設問 36

助言として期待する質問項目では、生徒の活動～学校の課題及び改善策に関する項目までが、高い割合であるのに対し通信制高等学校の特徴である、報告課題、面接指導、メディア減免、連携施設等に関する質問事項は回答率が低く、設問 22と同様であった。通信制高等学校の特徴に関する項目が低いのは、助言できる構成員不足が1つの要因であると推測する。

設問 37：第三者評価を実施する上で困難さを感じることは何ですか。

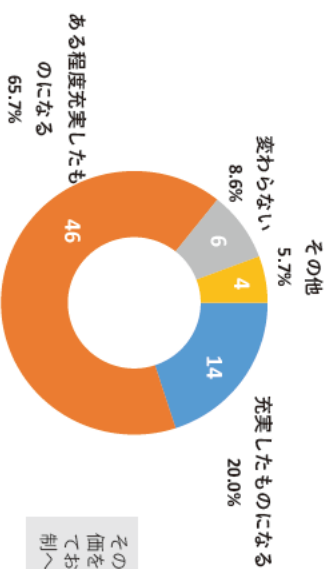
(複数回答) (66件の回答)



その他 (6件) 特になし (3)。第三者評価を行う体制づくり 全日制と合同で行っており、割合全日制の話題が多い。通信制への理解を得ること。

設問 38：第三者評価を実施することはPDCAをより充実したものになると考えますか。

(70件の回答)



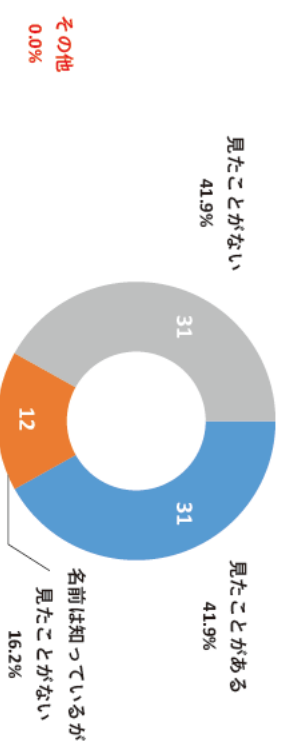
その他 (6件) 特になし (3)。第三者評価を行う体制づくり 全日制と合同で行っており、割合全日制の話題が多い。通信制への理解を得ること。

<コメント>設問 37・38

依頼できる構成員不足 59.1% (39)、依頼先 37.9% (25)、となっていることは第三者評価を実施する上で少なからず、この項目に困難さを感じているものと推測する。また、設問 38 では、充実したものになる 20.0% (14) とある程度充実したものになる 65.7% (46) という結果で、設問 24 と同様であった。

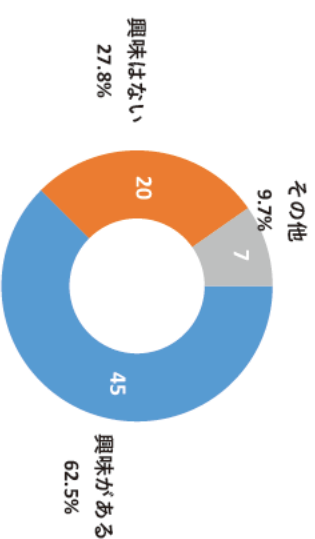
設問 39：全国通信制高等学校評価機構のHPをご覧になったことがありますか。

(74件の回答)



設問 40：全国通信制高等学校評価機構の活動に興味がありますか。

(72件の回答)

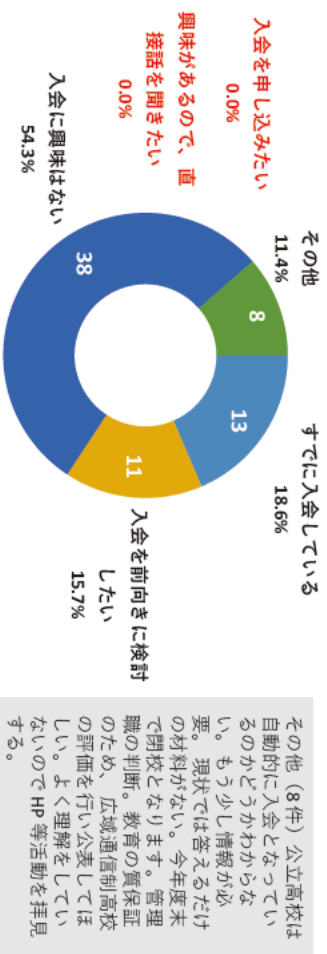


その他 (7件) 今後、活動内容について見させていただきませう。どんな組織であるかわからないので、回答できない。活動内容が詳しくわからない。研究してみたい。評価中。よく理解をしてみたい。HP等活動を挂見する。無関心ではないが、積極的な興味を持ってはいない。

<コメント>設問 39・40

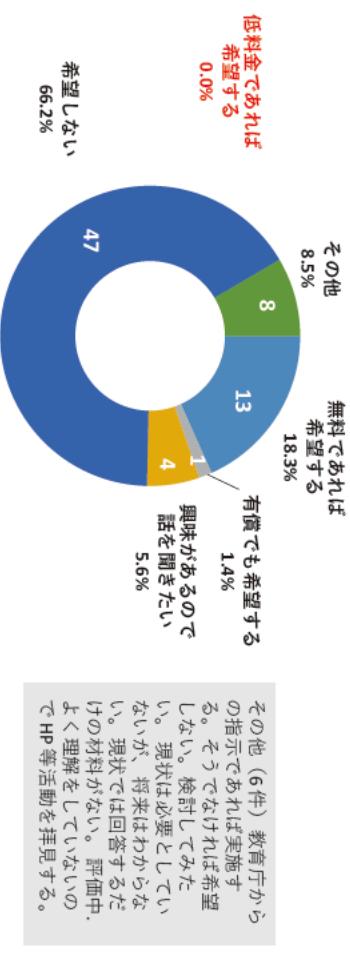
HPを見たことがある 41.9% (31) と機構への認知度は高くないが、活動に興味がある 62.5% (45) はある程度高かった。その他 9.7% (7) には、今後、活動内容を見させていただきませう。やどんな組織であるかわからないので、回答できない等があった。機構としてHP等を通じて情報発信を継続していく必要があるだろう。

設問 4 1 : 全国通信制高等学校評価機構への入会 (加入) についてどのような考えを述べていますか。 (70件の回答)



その他 (8件) 公立高校は自動的に入会となつているのかわからない。もう少し情報が必要。現状では答えるだけの材料がない。今年度未で閉校となります。管理職の判断。教育の質保証のため、広域通信制高校の評価を行い公表してほしい。よく理解をしていないのでHP等活動を拜見する。

設問 4 2 : 全国通信制高等学校評価機構が学校運営全般に関してコンサルティングを実施する場合、希望しますか。 (71件の回答)



その他 (6件) 教育庁からの指示であれば実施する。そうでなければ希望しない。検討してみたいが、将来はわからない。現状では回答するだけの材料がない。評価中、よく理解をしていないのでHP等活動を拜見する。

<コメント>設問 41・42

入会に興味がない 54.3% (38) と割合が高く、また、入会を前向きに検討したい 15.7% (11) であった。その他 11.4% (8) では、もう少し情報が必要、現状では答えるだけの材料がない等、設問 40 のその他と同様であった。設問 42 では、希望しない 66.2% (47) と高い割合であった。一方、無償であれば希望する 18.3% (13)、有償でも希望する 1.4% (1)、興味があるので話を聞きたい 5.6% (4) と前向きな回答もあった。今後、機構としてHP等を通じて情報発信を継続し活動内容等の周知に努めていく必要があるだろう。

設問 4 3 : 全国通信制高等学校評価機構に意見・要望がありましたら、記述してください。 (8件の回答)

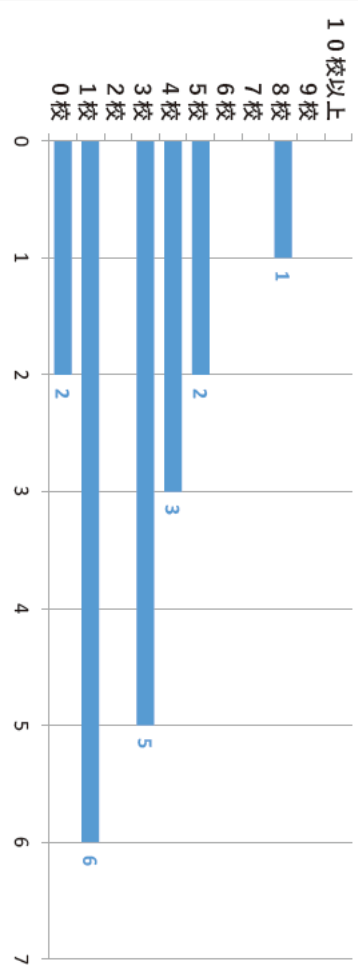
- ・このようなアンケート調査の集計結果について、情報提供していただきたい。
- ・初めてHPを拜見させていただいたので、継続して見ていきたい。
- ・会員校でするので、アンケートに記載する形での意見・要望はございません。理事の皆さまや事務局の皆さまには、今回の様なアンケート活動の取り組みや、様々な情報公開など、本当にいつもありがとうございます。早くコロナの状態が落ち着き、以前の様に皆さんと顔を合わせて話し合いやコミュニケーションが取れる状態になる事を心から願っています。
- ・いつもお世話になり、誠にありがとうございます。引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。
- ・評価の内容や活動等について十分な理解ができていない。
- ・オーナーズを公表してほしい。
- ・評価にあたり、評価基準となるルータリックや教員一人あたりの生徒数など客観的データの提示があると学校選びの参考になると思います。
- ・ありがとうございました。

② 所轄庁について

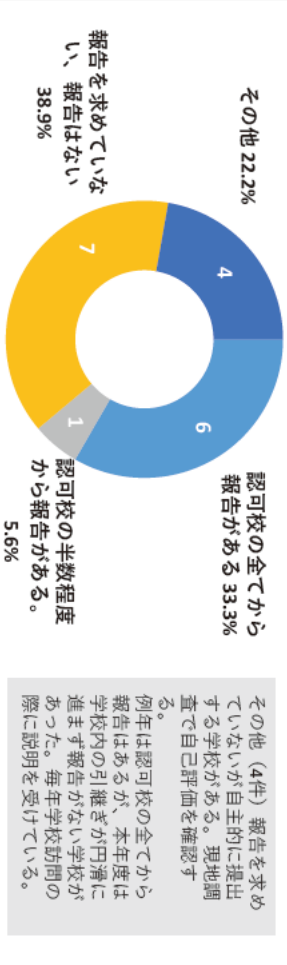
全体について（所轄庁アンケート回答概要）

設置基準に関しては独自の基準を設けている所が50%前後であった。ガイドラインや指導マニュアルの資料は概ね活用されていたが、通信制のシステムが分かりづらいという回答も多く、担当者へのサポート体制や要望のある資料作成の必要性を感じた。自己評価又は報告書の報告を求めない所轄や連携施設の訪問に行ったことがないという所轄あった。

設問1：認可している私立通信制高等学校の校数をお知らせください。（21件の回答）



設問2：設問1の認可している高校から自己評価又は報告書等の報告はありますか。（18件の回答）

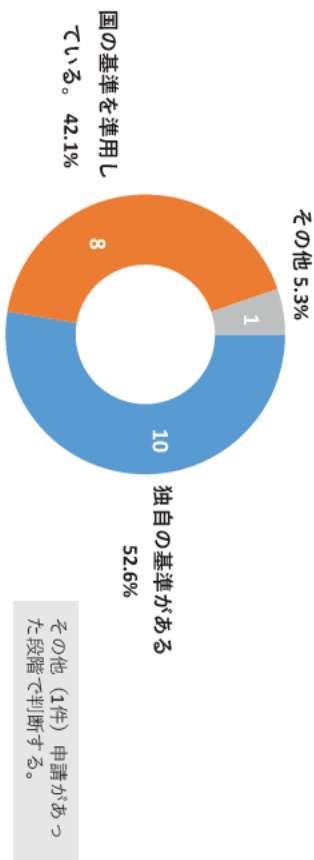


その他（4件）報告を求めていないが自主的に提出する学校がある。現地調査で自己評価を確認する。例年は認可校の全てから報告はあるが、本年度は学校内の引継ぎが円滑に進まず報告がない学校があった。毎年学校訪問の際に説明を受けている。

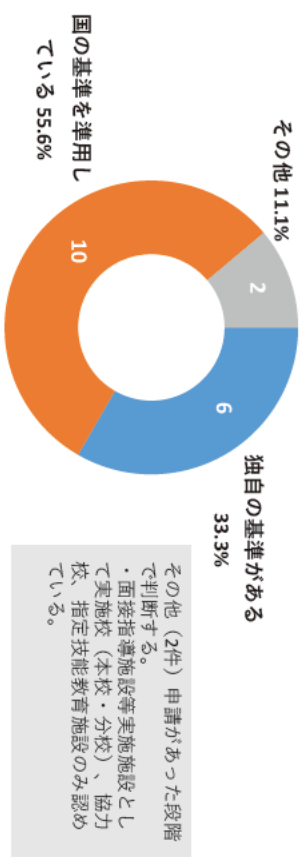
<コメント>設問1・2について

認可している学校数については多い所轄が8校(1)、一方0校(2)の所轄もあった。自己評価又は報告書等の報告では、報告を求めていると所轄と報告を求めている所轄がそれぞれ半数の割合であった。自己評価は実施義務があるので、報告を求めても良いと考える。

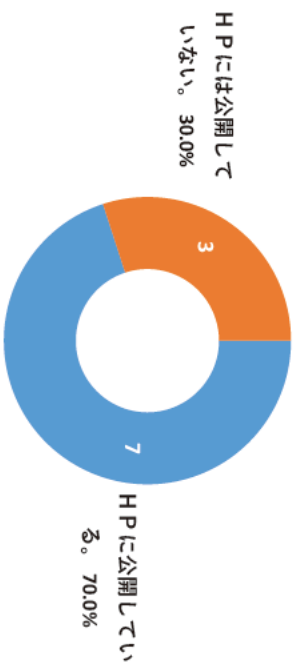
設問3：貴都道府県では独自の私立通信制高等学校の設置基準がありますか。(19件の回答)



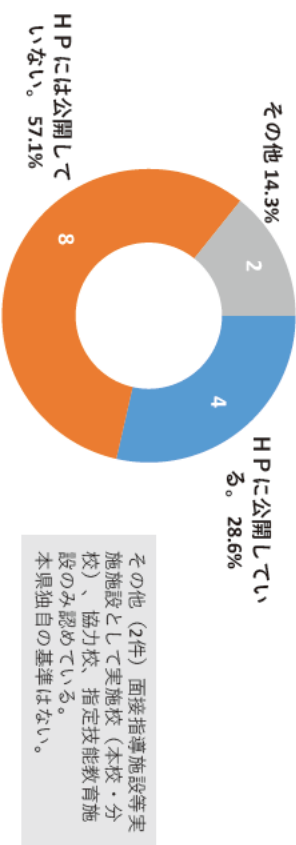
設問5：貴都道府県では私立通信制高等学校の面接指導施設の認可に当たって独自の設置基準等がありますか。(18件の回答)



設問4：設問3で「独自の基準がある」と答えた貴都道府県に質問します。独自の基準をHP等に公開していますか。(10件の回答)



設問6：貴都道府県では私立通信制高等学校の面接指導施設の設置基準等をHP等で公開していますか。(14件の回答)



<コメント>設問3・4について

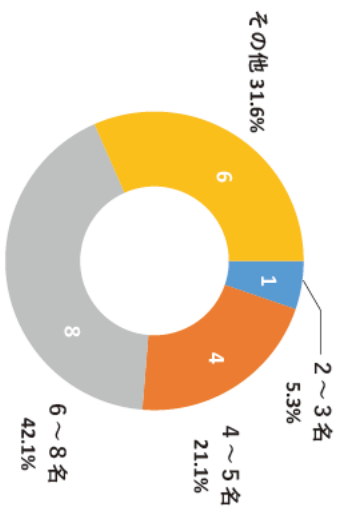
独自の設置基準がある52.6%(10)そのうち70%(7)がHPに公開している。

<コメント>設問5・6について

面接指導施設の認可について、独自の基準を設定している所轄は33.3%(6)でその28.6%(4)はHPに基準を公開している。

設問7：私立学校の担当部署の構成人数は何名ですか。

(19件の回答)

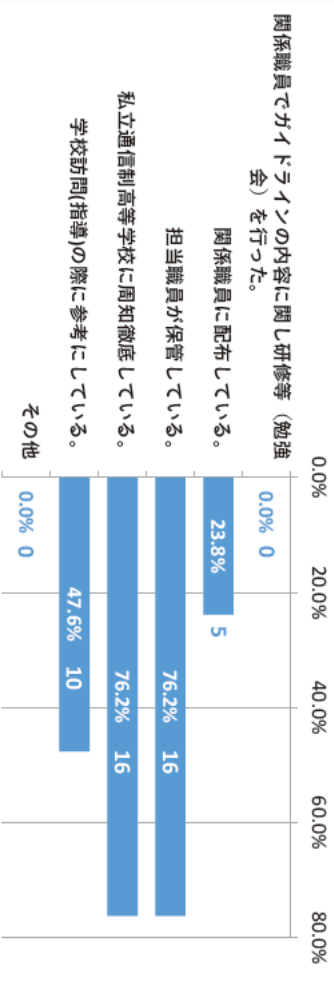


その他 (6件) ・ 35人前後
 ・ 40名 (高校担当は9名)
 ・ 9名 (非常勤職員2名を含む)
 ・ 9名
 ・ 小・中・高に関する事務の担当グループとして、15名程度
 ・ 13人 (令和2年度限りの応援要員を含む)

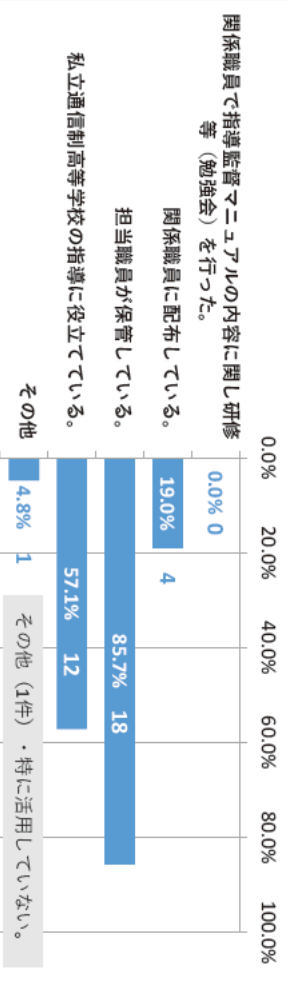
＜コメント＞設問7について

2～8名の合計では68.5% (13)であり、少人数で私立学校に対応していることが確認できた。また、その他、は40名(高校担当9名)、35名前後、などがある。

設問8：文部科学省からの「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」をどのように活用していますか。(複数回答) (21件の回答)



設問9：文部科学省からの「高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアル」をどのように活用していますか。(複数回答) (21件の回答)

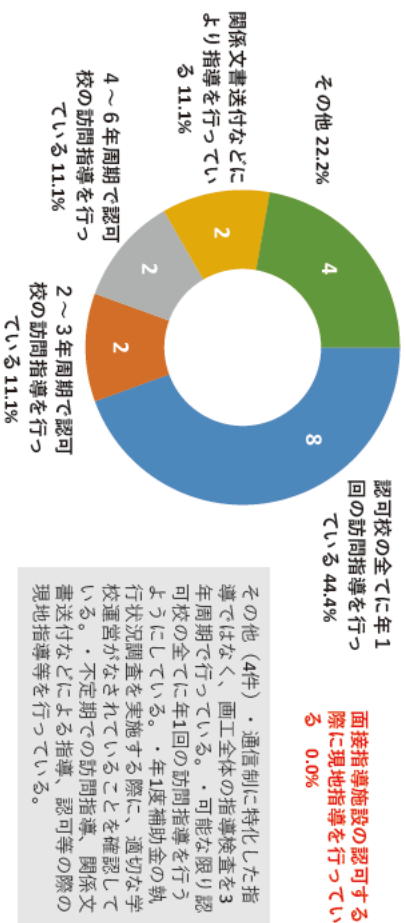


＜コメント＞設問8・9について

ガイドラインを学校訪問(指導)に参考にしてしている47.6%(10)、指導マニュアルを私立通信制高等学校の指導に役立っている57.1%(12)と回答先の約半分が活用されている。両設問ともに配布、保管がきちんとされている。担当者

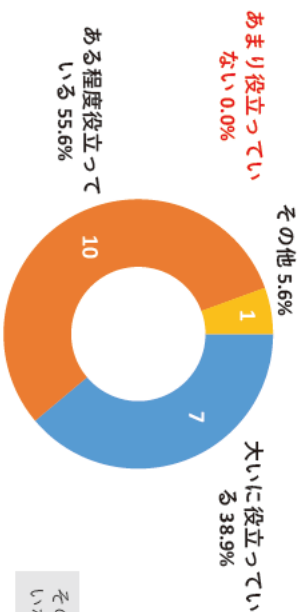
設問 10：認可校への指導をどのように行っていますか。

(18件の回答)



設問 11：認可校へ訪問指導を行っている場合、「ガイドライン」や「指導監督マニュアル」は指導する上での程度役に立っていますか。

(18件の回答)

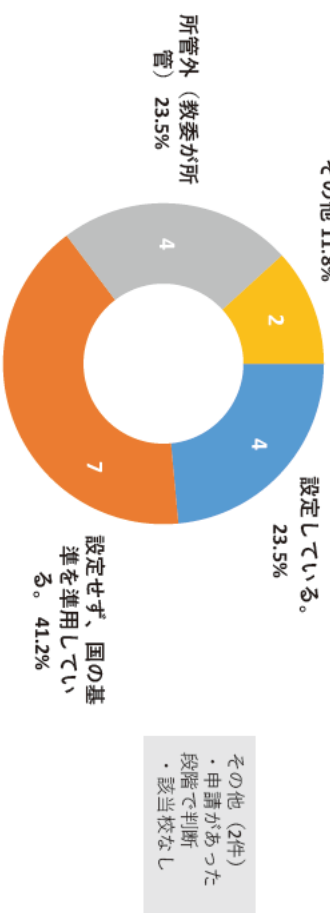


<コメント>設問 10・11 について

認可校の全てに年1回の訪問指導を行っている 44.4% (8) であり、2～6年周期の訪問指導を含め、認可校への指導は訪問指導が主である。また、ガイドラインや指導マニュアルは訪問指導する上で、大いに役立っている 38.9% (7) に対し、ある程度役に立っているが 55.6% (10) で高い。参考になる資料などが有れば良いのではと推測する。

設問 12：貴都道府県では、「技能教育施設の指定等に関する規則」に基づき、独自の指定基準を設けていますか。

(17件の回答)



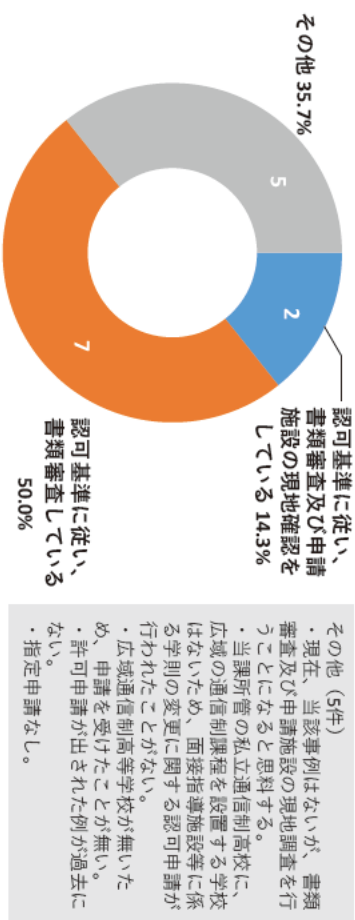
<コメント>設問 12について

設定している 23.5% (4) と設定せず、国の基準を準用している 41.2% (7)、所管外 (教委が所管) 23.5% (4) であった。

設問 13 については、質問項目が不適切であったため割愛しました。

設問 14：認可校から面接指導施設等の認可申請あった場合、どのように認可していますか。

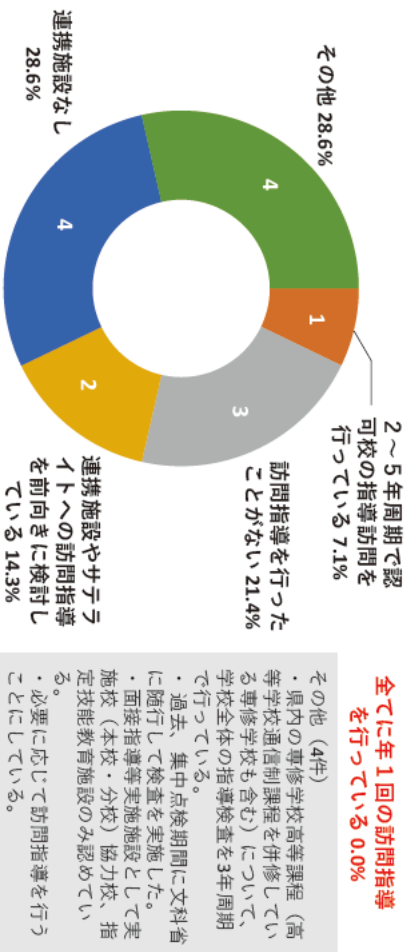
(14件の回答)



<コメント>設問 14について

書類審査している所轄が 50% (7) あり、申請施設の現地確認している所轄が 14.3% (2) であった。その他 35.7% (5) は、広域通信制高校がないために申請がない等が主な理由であった。認可申請時の現地確認は必要ではないかと考える。

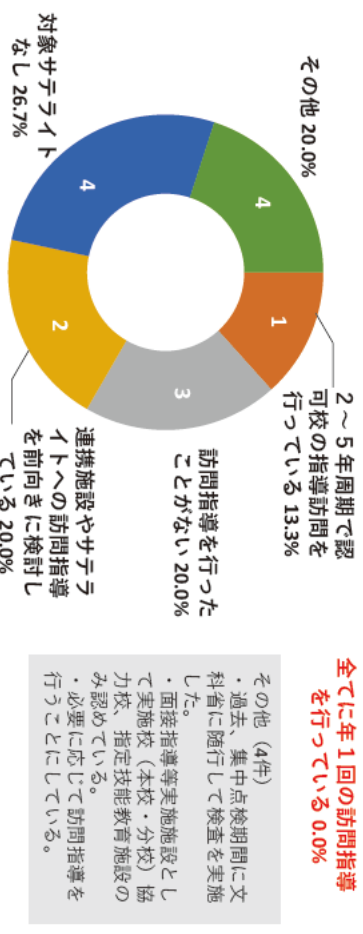
設問 15：認可校の連携施設の訪問指導を行っていますか。(14件の回答)



全てに年1回の訪問指導を行っている 0.0%

その他 (4件)
 ・県内の専修学校高等課程（高等学校通信制課程を併修している専修学校も含む）について、学校全体の指導検査を3年周期で行っている。
 ・過去、集中点検期間に文科省に随行して検査を実施した。
 ・面接指導等実施施設として実施設（本校・分校）協力校、指定技能教育施設のみ認めている。
 ・必要に応じて訪問指導を行うことにしている。

設問 16：認可校のサテライトの訪問指導を行っていますか。(15件の回答)



全てに年1回の訪問指導を行っている 0.0%

その他 (4件)
 ・過去、集中点検期間に文科省に随行して検査を実施した。
 ・面接指導等実施施設として実施設（本校・分校）協力校、指定技能教育施設のみ認めている。
 ・必要に応じて訪問指導を行うことにしている。

<コメント>設問 15・16について

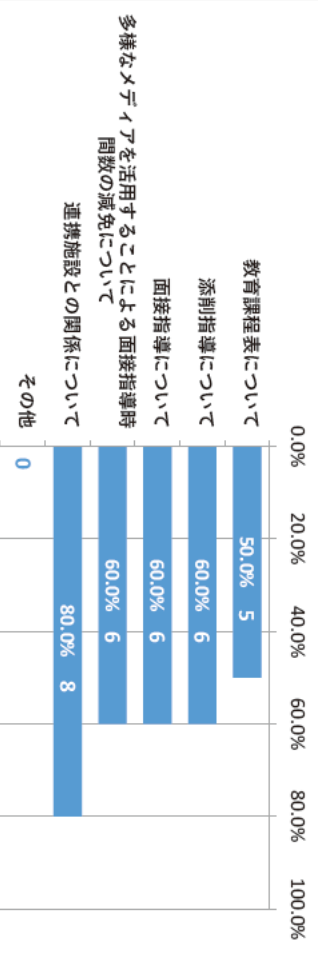
設問 15 の回答で訪問指導を行ったことがないが 21.4% (3)。また、設問 16 の回答で訪問指導を行ったことがないが 20% (3) であった。回答件数は少なく、全体の実態を把握できないが、連携施設やサテライトへの訪問指導も視野に

設問 17：認可校の指導を行うに当たり、困難さを感じていることは何ですか。(複数回答) (16件の回答)



その他 (2件) ・遠方のキャンパスの訪問指導・特になし。

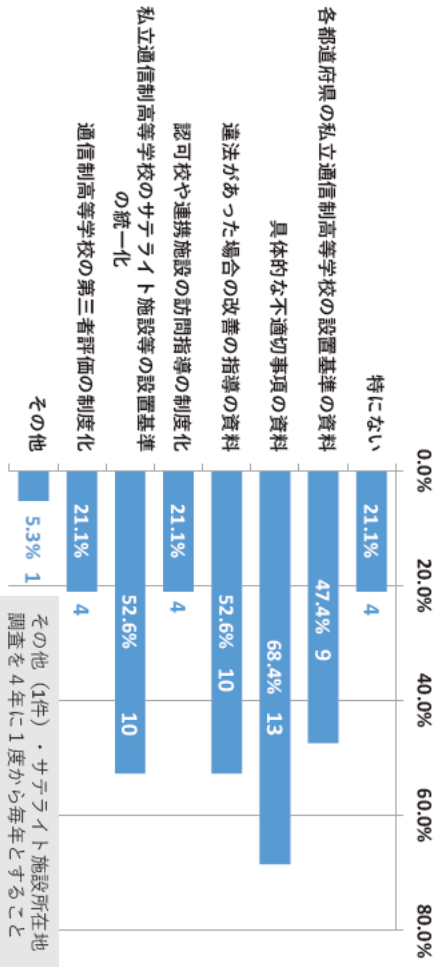
設問 18：設問 17 で「高等学校通信教育のシステムが分かりにくい。」と答えられた都道府県にお聞きします。分かりにくいと感じていることは何ですか。(複数回答) (10件の回答)



<コメント>設問 17・18について

高等学校教育を担当した職員が少ない 18.8% (3) と担当する職員が少ない 31.1% (5) で、管轄地域以外に、所在するサテライト施設の指導 43.8% (7) であり、経験者や人員数不足等、指導を行うに当たり困難さを感じる 1 つの要因と考えられる。また、高等学校通信教育システムが分かりにくい 62.5% (10) であり、設問 18 で具体的に回答されているが、通信制の特徴であるメディア減免や連携施設との関係等が分かりにくいのと回答が多かった。所轄担当者への通信制高校のシステム等に関するサポート体制等も必要ではないか。

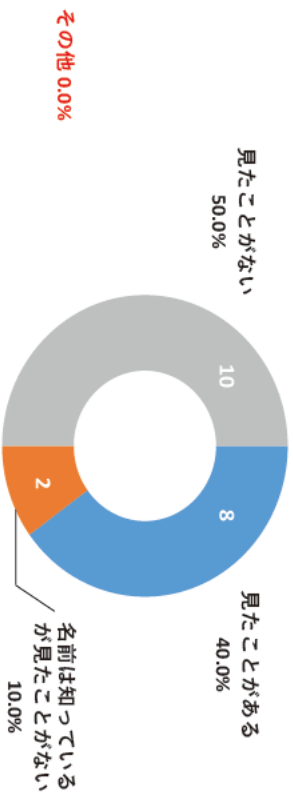
設問 19：文部科学省は所轄庁が当該通信制高等学校の指導に役立つよう「ガイドライン」・「指導監督マニュアル」や各通信制高等学校の「サテライト施設所在地一覧表」を作成・公表し、定期的に更新しています。今後、通信制高等学校を指導するに当たってどのような資料・制度改善を希望しますか。



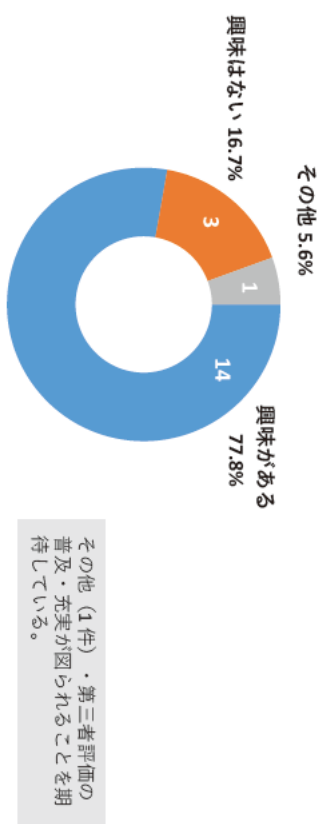
＜コメント＞設問 19 について

指導するにあたり、資料を希望する回答が多かった。特に具体的な不適切事項の資料 68.4(13)となっており、資料提供が望まれる。また、制度化、統一化については、設置基準統一化が 52.6%(10)の回答があったほか、通信制高等学校の第三者評価の制度化が 21.1%(4)であった。

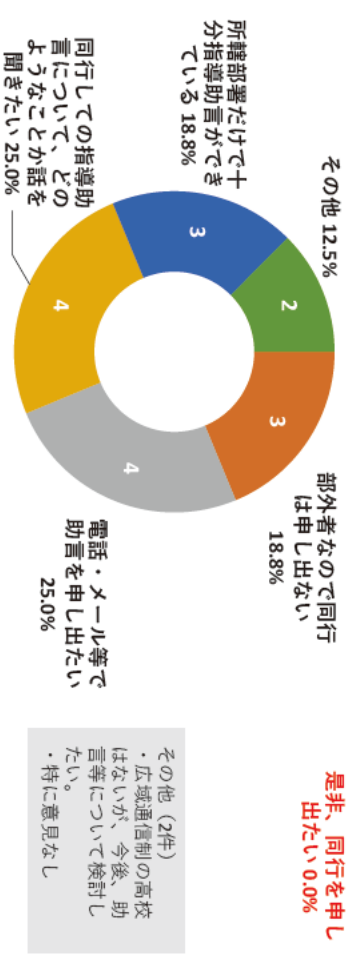
設問 20：全国通信制高等学校評価機構のHPをご覧になったことがありますか。(20件の回答)



設問 21：全国通信制高等学校評価機構の活動に興味がありますか。(18件の回答)



設問 22：全国通信制高等学校評価機構は所轄部署と認可校の訪問指導に同行し指導助言することも可能ですが、そのことについて、どのように思いますか。(16件の回答)



＜コメント＞設問 20・21・22 について
HPを見たことがある 40%(8)と機構への認知度は高くはないが、活動には興味がある 77.8%(14)と高かった。また、電話・メール等で助言を申し出たいが 25.0%(4)であった。助言等については、機構のHPに問い合わせについて掲載して行く予定である。

3 第三者評価の実務を担当する実務者研修の在り方に関する調査研究

(1) 調査研究の目的

学校評価の目的は、学校教育法では、教育活動や学校運営について評価しその結果に基づいて学校運営の改善を図り、以て教育水準の向上を進めることにある、としている。そして、学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の三段階で行い、このうちの第三者評価については、その学校に直接かかわりをもたない専門家等の第三者が専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うものとしている。従って、通信制高等学校の第三者評価を実施するに当たっては、通信制高等学校の教育システム等に熟知していることが肝要である。しかし、通信制高等学校の運営に関しては学校教育法をはじめ教育関係法令で例外規定が多く存在するため多様な内容で行われている。そこで、通信制高等学校の第三者評価を実施するに当たって実務担当者を対象とした研修テキストが有用と考え、実践に効果的な「第三者評価実務者研修テキスト」について調査研究を進める事とした。

(2) 調査研究の範囲

今回は、「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議(まとめ)」で指摘された不適切事項を参考に、『実務者研修に使用する「課題を含む教育課程」の事例に関する調査・分析』について通信制教育の根幹とも言える「教員免許状の更新」と「面接指導時間の確保」を対象とした。

(3) 教材作成の視点

- ① 教員免許状は適切に更新されていることの確認。
- ② 登校型指導を実施している場合、面接指導と学習支援は明確に区別されていることの確認。
- ③ 集中スクーリングを実施している場合、学習指導要領で規定されている面接指導時間数が確保されていることの確認。
- ④ 株式会社立通信制高等学校の場合、教育活動は全て構造改革特別区域内で行われていることの確認。

(4) 通信制高等学校第三者評価実務者研修（面接指導等）資料

《設問》 ※（資料1）から（資料7）は、《設問》の後に掲載。

- ① （資料1）の〇〇高等学校の「教職員名簿」から免許の更新時期を確認してください。
 - i 令和3年（2021年）1月末日を期限に、教員免許更新の申請をしなければならない人は誰ですか。また、どこの都道府県の教育委員会に申請しますか。
 - ii 講師9番のW先生の1回目の教員免許更新の申請期限は何年の1月末日ですか。
- ② 〇〇高等学校では登校型コースで（資料3）の時間割に沿って学習指導が行われています。
 - i この時間割によって行われている教育活動の法的位置づけを考察してください。
 - ii 面接指導時間数を確保する観点から、〇〇高等学校への指摘事項を考察してください。
- ③ 〇〇高等学校では多様なメディアの利用により面接指導時間数を6割減免しており、集中スクーリングを年1回（資料4）の時間割で実施しています。

教育課程表（資料2）を基に、各科目の面接指導時間数は確保されているか確認してください。
- ④ 株式会社立〇〇高等学校の教務内規では、添削指導について（資料5）の記述があります。不適切な点があれば指摘してください。

《解説》

①- i 教員免許更新の申請

※ 免許状は、平成21年4月1日発行から新免許状、それ以前の発行は旧免許状である。新免許状所持者は10年毎に更新講習を受講して更新申請することになっている。又、旧免許状の有効期限は、所持者の生年月日によって区分され申請時期が決められている。

- ・C教諭 C教諭の免許状は平成21年4月1日以前の発行だから旧免許状である。昭和40年9月21日生まれなので、令和3年(2021年)1月末日までに更新講習を受講して更新申請する。
- ・M教諭 M教諭の免許状は平成21年4月1日以後の発行だから新免許状である。有効期限が2021年(令和3年)3月31日の免許状は、10年前の2011年(平成23年)発行の免許状である。
- ・申請先は、二人とも勤務地が所在する東京都教育委員会である。

①- ii 旧免許状所持者が新制度になってから新たに教員免許状を取得した場合の更新

※ この場合は、旧免許状所持者として教員免許状の更新をする。

- ・W教諭 W教諭は、旧免許の「数学」を取得した後に、平成21年4月1日以降に「情報」の免許を取得している。この場合は旧免許状所持者として、昭和61年8月31日生まれの区分により令和2年1月31日が教員免許更新の申請期限となる。

②- i この時間割は「面接指導」ではなく学習支援(補習)の時間割と考えられる。

②- ii 学習指導要領に規定する「面接指導」としての実施日を確認する。又、学習支援(補習)の時間と「面接指導」の時間は明確に区別し、生徒に周知する必要がある。

尚、1単位につき35単位時間を面接指導時間とすることは不適切である。

③ 「生物基礎」「化学基礎」「物理基礎」の面接指導数がそれぞれ1単位時間ずつ不足している。又、特別活動の時間が不足している。尚、SHRの時間は特別活動ではない。

④ 高等学校通信教育規程では通信教育の方法として「添削指導、面接指導、試験」を挙げている。従って、添削指導も特区内で行われなければならない。非常勤講師の居住地が特区外の場合は法令違反となる。

(5) 実務者研修受講者の感想、調査研究の成果

- ・教員免許状の更新では、文部科学省のHPを見ながら研修を進めたため多くの時間を要した。参考資料を添付した方が良い。
- ・集中スクーリングの面接指導時間数の確認では、30分程度で確認作業が終了した。適切な研修テキストの分量・内容です。
- ・株式会社立の学校において、非常勤講師の自宅に報告課題を送る点については、不適切だと思うけど、法令的根拠が分からなかった。
- ・第三者評価を実施するにあたっては、改めて勉強する良い機会となった。

等の感想・意見が寄せられた。

これらの感想等により、第三者評価の実務を担当する人にとって研修テキストを用いた事前研修が実践に入る準備として有効であることが確認できた。

(資料1)

令和2年度(2020年度) ○○高等学校

教職員名簿

	職名	氏名	任用	担当教科	教員免許	授与者	授与年月日	生年月日	校務分掌・所属
1	校長	A	専任	国語	国語	東京都	H3.3.31	S44.8.30	
2	教頭	B	専任	体育	体育	山形県	S59.3.31	S37.2.27	
3	教諭	C	専任	数学	数学	東京都	S62.3.31	S40.9.21	
4	教諭	D	専任	国語	国語	東京都	H28.3.31	H6.5.16	教務部
5	教諭	E	専任	社会	社会	長野県	H27.3.31	H5.6.14	総務主任
6	教諭	F	専任	地歴	地歴	島根県	S51.3.31	S29.9.16	保健主任
7	教諭	G	専任	数学	数学	東京都	H8.3.31	S48.8.23	教務主任
8	教諭	H	専任	理科	理科	東京都	H18.3.31	S59.5.1	進路指導部
9	教諭	I	専任	理科	理科	東京都	H25.3.31	H2.7.25	生活指導部
10	教諭	J	専任	体育	体育	徳島県	H2.3.31	S43.10.3	進路指導主任
11	教諭	K	専任	体育	体育	東京都	H20.3.31	S61.9.26	生活指導主任
12	教諭	L	専任	英語	英語	岩手県	H4.3.31	S45.4.21	進路指導部
13	教諭	M	専任	英語	英語	山梨県	H23.3.31	H1.6.2	総務部
14	教諭	N	専任	英語	英語	東京都	S59.3.31	S37.1.17	教務部
1	講師	O	兼務	国語	国語	青森県	S47.3.31	S25.5.12	専修学校
2	講師	P	兼務	社会	社会	東京都	S50.3.31	S28.7.30	専修学校
3	講師	Q	兼務	理科	理科	茨城県	H27.3.31	H5.5.26	専修学校
4	講師	R	兼務	体育	体育	東京都	H8.3.31	S48.7.12	専修学校
5	講師	S	非常勤	音楽	芸・音楽	東京都	S46.3.31	S27.9.10	
6	講師	T	非常勤	美術	芸・美術	東京都	H20.3.31	S61.10.6	
7	講師	U	兼務	英語	英語	高知県	H4.3.31	S45.8.21	専修学校
8	講師	V	兼務	家庭	家庭	東京都	H7.3.31	S43.9.19	
9	講師	W	非常勤	情報	数学 情報	埼玉県 神奈川県	H20.3.31 H25.3.31	S61.8.23	
10	講師	X	非常勤	商業	商業	東京都	H28.3.31	H6.9.21	専修学校
11	講師	Y	非常勤	商業	商業	東京都	H27.3.31	H5.7.9	専修学校
12	養護	Z	非常勤	養護	養護	東京都	H14.3.31	S55.7.2	
1	事務室長	AB	非常勤	事務					事務長
2	事務	AC	非常勤	事務					事務部
3	事務	AD	非常勤	事務					事務部
4	事務	AE	非常勤	事務					事務部
1	学校医	AF	非常勤	学校医					学校医
2	学校歯科医	AG	非常勤	学校歯科医					学校歯科医
3	学校薬剤師	AH	非常勤	学校薬剤師					学校薬剤師

(資料2)

〇〇高等学校 教育課程表(登校型・通信型コース) 令和2年度(2020年度)

教科	科目	単位	1年次	2年次	3年次	履修条件
国語	国語総合	4	◎4			◎は、必履修
	国語表現	3		3		
	現代文B	4			4	
	古典B	4			4	
地歴	世界史A	2	△2			△の中から1科目 ▲の中から1科目 通信型コースは、世界史B、 日本史A、地理Aは開講しない。
	世界史B	4		△4	△4	
	日本史A	2	▲2			
	日本史B	4		▲4	▲4	
	地理A	2		▲2		
	地理B	4			▲4	
公民	現代社会	2	◆2			◆又は◇2科目
	政治・経済	2		◇2		
	倫理	2		◇2		
数学	数学Ⅰ	3	◎ 3			◎は、必履修
	数学Ⅱ	4			4	
	数学A	2		2		
理科	科学と人間生活	2	○2			○及び※の中から 1科目 又は ※3科目
	物理基礎	2			※2	
	化学基礎	2		※2		
	生物基礎	2	※2			
保健体育	体育	7	◎2	◎2	◎3	◎は、必履修
	保健	2	◎1	◎1		
芸術	音楽Ⅰ	2		■2		■の中から1科目 □の中から1科目 □は、■を履修した後
	音楽Ⅱ	2			□2	
	美術Ⅰ	2		■2		
	美術Ⅱ	2			□2	
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	◎ 3			◎は、必履修
	英語表現Ⅰ	2		2		
	英語会話	2			2	
家庭	家庭基礎	2	▽2			▽の中から1科目
	家庭総合	4			▽4	
情報	社会と情報	2		◎2		◎は、必履修
	総合的な学習の時間	3	◎1	◎1	◎1	◎は、必履修
	特別活動	30時間	10時間	10時間	10時間	30時間は必履修

(資料3)

令和2年度(2020年度) ○○高等学校 登校型コース 時間割

	月			火			水			木			金			
	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	
科目 教諭	H R	H R	H R	家庭基礎	英語表現 I	古典B	家庭基礎	地理A・ 政治経済	数学 II	数学 I	社会と 情報	家庭総 合	世界史A・ 日本史A	英語表現 I	現代文B	
1	科学と 人間生 活	国語表現	地理B	世界史A・ 日本史A	社会と 情報	世界史B・ 日本史B	総合探究	保健	英語会話	コミュ英 I	総合探究	世界史B・ 日本史B	生物基礎	国語表現	地理B	
科目 教諭	H	O	F	E・F	W	E・F	E	K	N	L	G	E・F	I	O	F	
2	国語総合	世界史B・ 日本史B	物理基礎	数学 I	地理A・ 政治経済	家庭総 合	現代社会	数学A	古典B	現代社会	化学基礎	数学 II	コミュ英 I	倫理	物理基礎	
科目 教諭	D	E・F	H	G	F・E	W	E	G	D	E	D	G	E	E	H	
3	保健	化学基礎	総合探究	生物基礎	音楽 I・ 美術 I	現代文B	体育	倫理	音楽 II・ 美術 II	科学と 人間生 活	世界史B・ 日本史B	体育	国語総合	体育	英語会話	
科目 教諭	K	D	F	D	S・T	D	J	E	S・T	H	E・F	J	D	J	N	
4																

(資料4)

2020年度 ○○高等学校 通信型 集中スクーリング 時間

	8月25日(火)			8月26日(水)			8月27日(木)			8月28日(木)			
	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	
SHR	08:30~08:35	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	SHR(特活)	
1時限	08:40~09:30	開講式 (特別活動)			体育	音I・美I	地理B	家庭基礎	化学基礎	英語会話	コミュ英I	社会と情報	
2時限	09:40~10:30	科学と人間生活 H	体育 K	音II・美II・家総 S・T・V	体育	音I・美I S・T	物理基礎	家庭基礎	保健	地理B	コミュ英I	社会と情報	
3時限	10:40~11:30	コミュ英I L	体育 K	音II・美II・家総 S・T・V	科学と人間生活 H	倫理 E	体育	コミュ英I L	日本史B F	物理基礎	生物基礎	音I・美I S・T	
4時限	11:40~12:30	保健 J	化学基礎 I	英語会話 M	国語総合 D	英語表現I M	体育	科学と人間生活 H	国語表現 D	総合学習 F	現代社会 E	音I・美I S・T	
昼食 12:30~13:10													
5時限	13:10~14:00	生物基礎 I	英語表現I M	現代文B D	コミュ英I L	日本史B F	数学II G	数学I G	政治・経済 E	古典B D	科学と人間生活 H	英語表現I M	数学II G
6時限	14:10~15:00	数学I G	国語表現 D	体育 J	生物基礎 I	体育 K	英語会話 M	体育	英語表現I M	音II・美II・家総 S・T・V	国語総合 D	化学基礎 I	英語会話 M
7時限	15:10~16:00	世界史A F	数学A G	体育 J	総合学習 G	体育 K	現代文B D	体育	総合学 F	音II・美II・家総 S・T・V	試験 H	試験 M	試験 G
	16:10~17:00	SHR(特活) H	SHR(特活) K	SHR(特活) J	SHR(特活) H	SHR(特活) K	SHR(特活) J	SHR(特活) H	SHR(特活) K	SHR(特活) J	SHR(特活) H	SHR(特活) K	SHR(特活) J

(資料5) 通信制高等学校教務内規

教 務 内 規

△△株式会社立□□高等学校

1 添削指導、面接指導、試験

(1) 添削指導

- ① 各教科・科目および総合的学習の時間の添削指導回数は、高等学校学習指導要領の「通信制の課程における教育課程の特例」に定める回数とする。
- ② 添削指導に用いる課題(以後、報告課題という)の作成は、各教科・科目毎に担当者の協議による統一課題とする。
- ③ 報告課題は、生徒毎に受講登録された教科・科目について、原則として前年度の3月中に各自宅へ郵送する。
生徒は、報告課題に取り組み、完成させた報告課題から順次提出する。
ただし、科目毎に、計画的に提出するよう提出期限を設定する。
- ④ 非常勤講師には、教務部が報告課題を講師の自宅へ郵送する。講師は受け取った後、1週間以内に添削を終えて本校へ返送する。該当科目の専任の教諭は、点数を記録した後1週間以内に生徒の自宅へ届くよう返却する。ただし、郵送する際は簡易書留とする。

(2) 面接指導 (略)

(3) 試験 (略)

Ⅲ 今後の課題（提言）

3つの調査研究を通して、今後、第三者評価を活用した教育の質の確保・向上を加速化させるために次のような取り組みが必要と考える。

(1) 第三者評価の普及

- 学校評価アンケート調査によれば、第三者評価を実施しない理由として、制度的に義務つけられていない、学校関係者評価をもって第三者評価と考える、などと回答している学校が多くあったことから、文部科学省が発出している「学校評価ガイドライン」に基づいた学校評価に関する基本的な考え方を再確認する。
- 「学校評価ガイドライン」を具現化するためのシステムとして、学校運営に関する中期目標とそれを実現するための年度ごとの短期目標設定→短期目標に基づいた自己評価→自己評価に基づいた学校関係者評価→次年度短期目標の修正というPDCAによる改善システムと第三者評価を活用した改善システムの検証をパッケージ化した学校評価システムを構築する。
- 学校評価システムの導入の推進力とするために「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を改訂する。
- アンケートの結果、通信制高等学校の教育システムが分かりにくいとの意見があったことから、所轄庁と連携した第三者評価実施のための仕組みをつくる。
- また、高等学校通信制教育の第三者評価を実施できる人材の不足をあげている学校が多くあったことから、第三者評価実施担当者育成のためのテキストや育成方法の構築も急がれる（このためには、「第三者評価の実務を担当する実務者研修の在り方に関する調査研究」の成果物の活用と充実が有効であると考えられる）。

(2) ICTを活用した通信制教育の拡充

- ICTを活用した教育活動は、個別最適化された学習支援や連携施設における質の高い教育活動に資することが期待できるため、第三者評価の評価項目として新たに加える。
- ICTを活用した面接指導や添削指導の課題として制度上の不安や迷いをあげている学校が一定数あったことから、これらに関する方向性を示すために「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を改定する。
- 令和4年度から始まる新学習指導要領で求められている探究活動において、生徒間の議論や協働は必要不可欠な活動であることから、生徒間のコミュニケーションツールとしてICTを活用する取り組みを進める。
- NPO やスタートアップとの連携により、ICTを活用した新たな学びの場を創出する。

- ICT の活用については、先進的な取り組みを始めている学校もある中で、多くの学校は手探り状態であることから、学校間での情報共有を活発化させるためのプラットフォームを作り先進的な取り組みを広める。

	役員	役職	事務局	代表者	会員種別		都道府 県	備考
					個人	学校		
1	理事	理事長		森田裕介	1		東京都	早稲田大学 教授
2	理事	副理事長 兼事務局長	○	飯島 篤	1		東京都	元・東京都立上野高等学校長
3	理事	常務理事	○	時乗洋昭	1		神奈川県	元・神奈川県立修悠館高等学校長
4	理事	常務理事	○	川口敏彦	1		東京都	元・青森県立北斗高等学校長
5	理事	常務理事	○	石浜哲士	1		東京都	株式会社NHK出版編集長
6	理事	常務理事	○	岡田 聡		1	北海道	クラーク記念国際高等学校副校長
7	理事	常務理事	○	吾妻俊治		1	東京都	東海大付属望星高等学校長
8	理事	常務理事	○	神田正俊		1	新潟県	開志学園高等学校長
9	理事			川平悦郎	1		神奈川県	元・学芸館高等学校長
10	理事			高橋辰夫		1	広島県	並木学院高等学校長
11	監事			竹林宏倫	1		兵庫県	元・兵庫県立青雲高等学校教頭
12	監事			原田啓嗣		1	東京都	目黒日本大学高等学校部長
13	会員			石原卓典	1		北海道	元・北海道旭川南高等学校長
14	会員			福島美和	1		兵庫県	神戸芸術工科大学特任教授
5	会員			平田 裕	1		東京都	NHK学園高等学校副校長
6	会員			佐々康浩		1	滋賀県	綾羽高等学校長
17	会員			前田 豊		1	北海道	星槎国際高等学校長
18	会員			村上 太		1	香川県	村上学園高等学校長
19	会員			森 孔明		1	兵庫県	相生学院高等学校長
20	会員			桧物 聖		1	北海道	北海道芸術高等学校長
21	会員			林 周剛		1	大阪府	八洲学園高等学校長
22	会員			長澤利弘		1	熊本県	一ツ葉高等学校教頭
23	会員			野仲裕輔		1	福岡県	福智高等学校教頭
24	会員			柏原眞治		1	広島県	並木学院福山高等学校長
25	会員			和泉秀雄		1	大阪府	向陽台高等学校長
26	会員			田原サヨ子		1	和歌山県	慶風高等学校長
27	会員			浮田純子		1	岡山県	鹿島朝日高等学校事務長
28	会員			五十嵐竜大		1	茨城県	鹿島学園高等学校教務主任
29	会員			小関貴嗣		1	長野県	緑誠蘭高等学校教頭
30	会員			瀬藤友昭	1		岡山県	前・広島県立東高等学校長
31	会員			小藪千秋	1		和歌山県	前・和歌山県立たちばな支援学校長

令和2年度 文部科学省委託事業

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業

第三者評価を活用した通信制高等学校の
教育の質の確保・向上に関する研究
3年次研究報告

2021年3月14日

編集・発行 通信制高等学校評価研究会

〒110-0015 東京都台東区東上野4-13-3 服部ビル2階

印刷 株式会社 大熊整美堂

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-14-6

電話 03-3256-1641 ファックス 03-3256-1640